

令和4年度版

秩父市の環境

市環境行政

令和3年度主要事業の概要



秩父市イメージキャラクター
ポテくん

秩父市 環境部

目次

1	はじめに	…1
---	------	----

2	環境行政機構図	…2
---	---------	----

3	市環境行政 主要事業の概要	…3
---	---------------	----

(1)	環境課の事務・事業	3
①	環境活動推進事業	
②	地球温暖化対策推進事業	
③	再生可能エネルギー推進事業	
(2)	生活衛生課の事務・事業	15
①	廃棄物処理適正化対策事業	
②	し尿処理事務	
③	自然保護対策事業	
④	生活環境対策事業	
(3)	森づくり課の事務・事業	21
①	市営林造林管理事業	
②	森づくり事業	
③	木材活用推進事業	
④	森林保全事業	

4	資料編	…31
---	-----	-----

(1)	ごみ処理関係データ	31
(2)	し尿処理関係データ	35
(3)	公害関係データ	36
①	公害苦情データ	36
②	大気関係データ	38
③	騒音関係データ	45
④	水質関係データ	54

1 はじめに

秩父市は、埼玉県の北西部、関東山地の東側に位置し、面積は 577.83 km²で、埼玉県全体の約 15% を占めています。地形上は山地が多く市域の 87% が森林であり、中心市街地の周囲には山岳丘陵をめぐらして盆地を形成しています。市域のほとんどが国立公園や県立自然公園の区域に指定されている、とても豊かな自然環境に恵まれた地域です。

市は、この豊かな自然環境の恩恵を受けながら、地域の社会経済を大きく発展させてきました。

高度経済成長期における急激な社会発展の影響により、秩父市においても大気汚染や水質汚濁などによる環境への負荷が生じたこともありましたが、1970（昭和 45）年に秩父市公害対策審議会を設置し、官民一体となって問題の解消に取り組み、暮らしやすい生活環境を実現してきました。

さらに 2000（平成 12）年には、この「秩父市公害対策審議会」を「秩父市環境審議会」へと組織改正を行い、2006（平成 18）年には「秩父市環境基本条例」を制定し、2012（平成 24）年にはちちぶ定住自立圏を形成している 1 市 4 町で「ちちぶ環境基本計画」を策定するなど、包括的に環境問題に対応できる体制を整えながら環境行政を推進しています。

このような中、近年の環境問題は、廃棄物の不法投棄・不適正処理をはじめ、騒音や悪臭といった都市・生活型公害も発生しているほか、外来生物による生態系への影響が深刻化し始めているなど、これらの問題は複雑化かつ多様化しているのが現状です。

一方、世界へ目を向けると、地球温暖化が原因とされている気候変動やフロンガスによるオゾン層の破壊、社会・経済活動の拡大に伴う大気汚染、プラスチックごみ等による海洋汚染など、地球規模での環境問題も極めて深刻化しており、このような状況への対策は喫緊の課題となっています。

市では、「SDGs（エス・ディー・ジーズ）：Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）」を踏まえて、多角的な観点から環境に関する政策を推進し、持続可能な社会の形成を目指して各種の事業に取り組んでいます。持続可能な社会を形成するためには、自然環境との共生や調和のとれた経済活動のほか、再生可能エネルギーを活用した「エネルギーの地産地消」を進め、行政主導によるカーボンニュートラルを展開していく必要があります。

そして、脱炭素社会の実現のためには、行政の取り組みに加え、一人ひとりが省資源・省エネルギー型の生活を意識して実践するほか、市民・事業者・団体・学校・行政が一体となって協力体制を築き、お互いの立場を補完しながら、“協働”での森林の保全・再生活動などの身の回りの自然環境を守る活動に取り組むことが必要です。

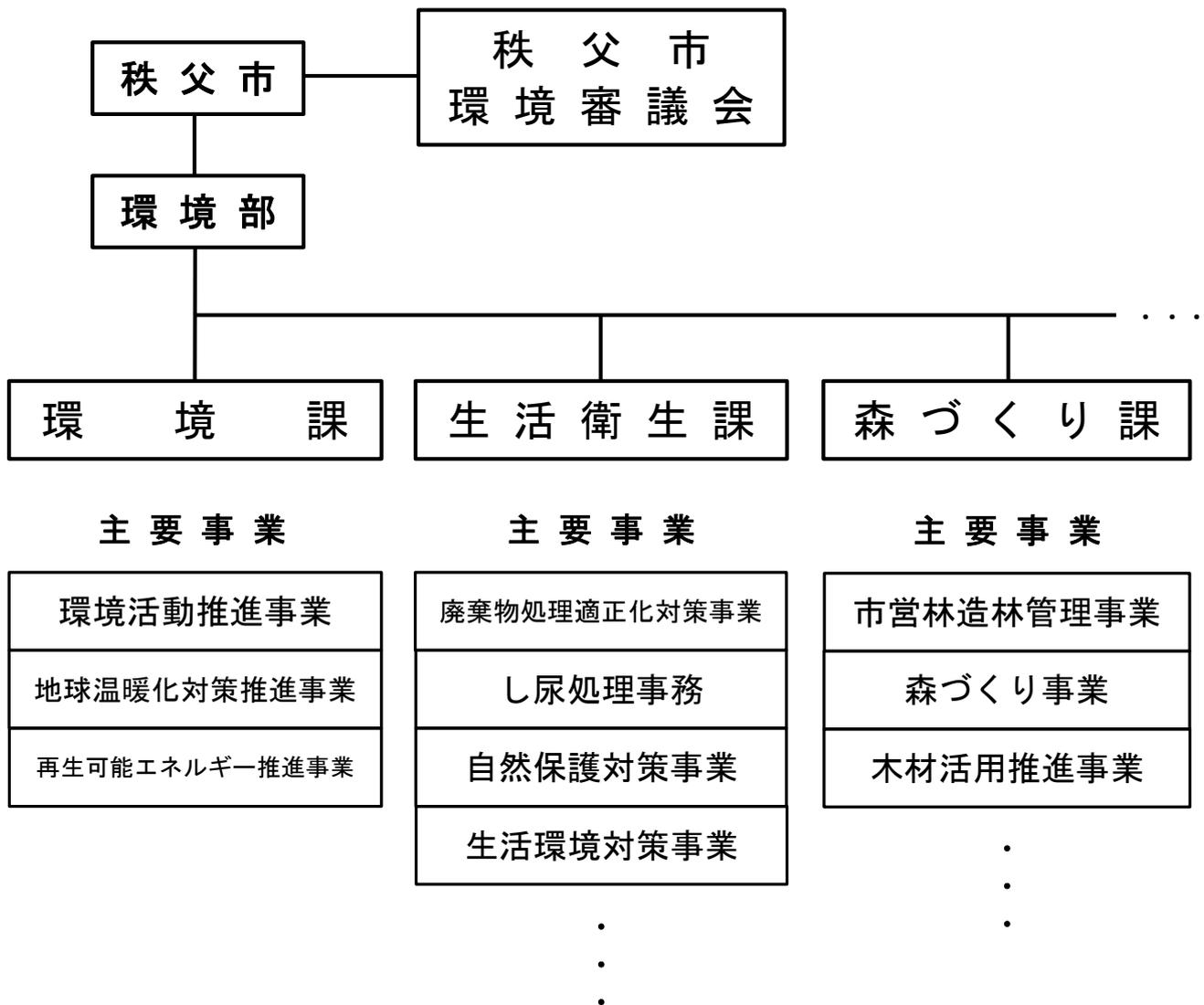
これらの活動を推進するにあたり、市の環境行政の現状と環境保全に関する施策の実施状況等を共有することで、より効果的な環境政策を展開したいと考えております。

このたびも、秩父市環境基本条例第 8 条に基づき、本冊子「秩父市の環境」を刊行いたしました。

つきましては、多くの皆さまにご覧いただき、環境保全並びに持続可能な社会の形成のための取り組み等にご活用いただければ幸いです。

2 環境行政機構図

環境行政機構図



※令和4年4月1日から、「環境立市推進課」は「環境課」に名称を変更。

3 市環境行政 主要事業の概要

(1) 環境課の事務・事業

①環境活動推進事業

・ 秩父市環境審議会

秩父市環境審議会は、環境基本法第44条及び秩父市環境基本条例第23条に基づき設置された機関で、市長の諮問に応じて環境の保全に関する重要な事項を調査・審議します。委員は、民間諸団体・有識者から市長が委嘱しています。

本審議会は、1969（昭和44）年度制定の旧秩父市公害対策審議会条例に基づき設置された秩父市公害対策審議会を前身としており、2000（平成12）年度に秩父市環境保全条例が制定されたことに伴い、秩父市環境審議会に名称を改めました。

例年、特段の審議事項が無い場合も年1回の審議会を開催し、市から審議会委員に対して環境行政に関する諸報告を行っています。2021（令和3）年度も環境審議会を開催し、環境部3課（環境立市推進課（現：環境課）、生活衛生課、森づくり課）の事務・事業内容をまとめた冊子「令和3年度版 秩父市の環境」を審議会委員に配布し内容について説明しました。

・ 環境学習推進事業（小学校への出前授業の実施）

近年、地球温暖化をはじめとする環境問題や環境保全に対する危機意識が、世界的に高まっています。

実際に地球温暖化が原因とされる気候変動の影響が深刻化している中で、環境に関する知識や関心は必要不可欠です。特に、これからの地球の未来を担っていく子どもたちに関しては、早期に環境学習の機会を与えることが大切です。

現状、小中学校では社会や理科等の科目の一部で地球温暖化や環境保全等に関する内容を取り扱っていますが、新たな試みとして、教科の枠にとらわれずに総合的な視点から環境について学ぶことができる「環境教育プログラム」を作成し、2018（平成30）年度から市職員が実施希望のあった小学校に出向いて授業を実施しています。



秩父第一小学校での授業の様子

2021（令和3）年度は新型コロナウイルス感染症の影響により実施が難しい状況でしたが、教育委員会と連携を図り、感染防止対策を講じながら、小学校1校で5年生の1学級及び6年生の1学級の計46人の児童に対して出前授業を実施しました。

また、2021（令和3）年12月には秩父新電力株式会社と連携して都内私立高校のSDGsプログラムを受け入れ、地球温暖化に関する講義を行いました。

引き続き、市内小学校の児童をはじめとする子供たちが環境についてより深い知識・関心を持ち、環境問題について自ら考え、行動するきっかけとなるよう、プログラム（授業）の内容の充実を図ります。

・花いっぱい推進事業

花を活用した景観美化及びコミュニティづくりの積極的な展開を図ることを目的として、秩父市花いっぱい推進協議会（以下、協議会）に加入している各町会の協力のもと、市内をたくさんの花で彩るために市では花いっぱい推進事業を実施しています。

協議会は加入している58町会で組織されており、市では協議会と連携しながら事業を進め、市内外の方々に花による心の憩いと潤いを感じていただける、そのような秩父のまちづくりを目指しています。

2021（令和3）年度は、6月にマリーゴールド15,408株（参加町会：45町会）、10月にパンジー12,504株（参加町会：46町会）の花苗とともに培養土、肥料、プランター、プランター用シール（町会名を表示するオリジナルデザインのもの）を参加された各町会に配布しました。参加された各町会では、事前に提出いただいた植栽計画書に基づき、多くの方の目につきやすい場所へ重点的に花苗を植栽され、年間を通じて水やりや除草等により管理され、とても綺麗な花を咲かせていただきました。

市では今後も引き続き協議会と連携しながら、参加を希望された各加入町会に花苗等を配布するとともに、この事業をより効果的に実施していくため、現在実施している事業についてはその成果を検証し、協議会とともに随時実施内容の見直しを行い、住みよく、ふれあいのある生活の確立を目指した花いっぱい推進事業を展開できるよう努めていきます。



参加町会での植栽作業



重点的な植栽例

・ 秩父市環境市民会議運営サポート

2010（平成22）年に設立された「秩父市環境市民会議」（以下、市民会議）は、市民、市民団体、学校、事業者、行政機関等が協働し、交流を図りながら、必要に応じて秩父の自然環境の保全や地球温暖化防止対策に資する取り組みを実践・実行し、秩父の豊かな自然環境と共生した持続可能な低炭素型の循環型社会の実現に資することを目的に活動されています。

市では、市民会議が実施する各事業が円滑に実施できるよう事務的なサポートや各種関連事務についての調整などを行っています。

市民会議は必要に応じて随時運営委員会等を開催し、会としての総意により各事業を実施されています。2021（令和3）年度は新型コロナウイルス感染症の影響で活動を縮小しながらも、特定外来生物「オオキンケイギク」の除草作業や年2回の環境セミナー、児童・生徒が作成した環境に関する研究作品から環境賞を選定し表彰状を授与されたほか、羊山公園のゴミ拾いと野鳥・クリスマスローズの観察会等を実施されました。

市では引き続き、市民会議によって、循環型社会の実現につながる様々なプロジェクト活動を実施いただけるよう、連携を図りながら運営をサポートします。



第1回環境セミナー

「秩父のチョウ～その移り変わりと興味深い生態～」



羊山公園のゴミ拾いと

野鳥・クリスマスローズの観察会

・ 環境学習施設（吉田元気村）

吉田元気村には、木材チップを燃焼させたガスで発電を行う「ちちぶバイオマス元気村発電所」、地域の家庭から出る使用済みてんぷら油を原料としてバイオディーゼル燃料を製造する「ちちぶバイオマステんぷら油リサイクル工場」、そして体育館屋根上には太陽光発電設備が設置されています。

発電所の運転開始以降、本施設はこれらの設備を活用した環境学習施設として、市内外の個人・学校・企業・その他団体等の視察見学を受け入れ、エネルギーの地産地消、地球温暖化、環境・森林保全をテーマとした環境学習事業を実施してきました。

発電所は2014（平成26）年以降運転を停止していますが、現在も見学者の受け入れを行っています。

2021（令和3）年度は、見学者を受け入れる際は新型コロナウイルス感染症感染防止対策を講じるとともに、緊急事態宣言の発令及びまん延防止等重点措置が要請された際は見学者の受け入れを一時中止しました。



ちちぶバイオマス元気村発電所



ちちぶバイオマステんぷら油リサイクル工場

・ 甲武信ユネスコエコパーク

2019（令和元）年6月19日に埼玉県・山梨県・長野県・東京都の12市町村に広がる「甲武信」エリアが国内10番目のユネスコエコパークとして登録されました。

ユネスコエコパークとは、ユネスコの「人間と生物圏計画」の枠組みによって、国際的に認定された地域です。世界遺産が手つかずの自然を守ることを原則としていることに対し、ユネスコエコパークは、生態系の保全と持続可能な利活用の調和（自然と人間社会の共生）を目的とする取り組みです。

「甲武信」エリアは甲武信ヶ岳をはじめ、金峰山、雲取山等の日本百名山が連なる自然豊かな秩父多摩甲斐国立公園を中心としたエリアであり、荒川、笛吹川、千曲川、多摩川等を含む主要な河川の分水嶺でもあります。

この「豊かな自然」に囲まれながら、地域住民の皆様が先祖より脈々と受け継がれた「自然とともに生きる」という生活スタイルを守ってきたことが大いに評価されたため、登録が認められました。この登録により、各地域を学習の場として活用すること、自然環境の保全や持続可能な資源の利活用に関する啓発普及、持続可能な社会を構築するために必要な人材の育成等の効果が期待できます。

また、ユネスコエコパークの機能として、①保存機能（生物多様性の保全）、②経済と社会の発展、③学術的研究支援の三つを有しており、個々の機能は独立しているものではなく、ユネスコエコパークの機能を相互に強化する関係となります。そしてこれらの機能を果たすためゾーニング（用途や機能別による区分）により、次のとおり三つの区域が設定されています。

①核心地域 ～生物多様性を保全する地域～

②緩衝地域 ～核心地域のバッファー（※）、学術的研究支援を行う地域～

③移行地域 ～経済と社会の発展を行う地域～

※バッファー…核心地域を取り囲み、外部からの影響を緩和するための緩衝地域のこと。

市では、今後も古来より守り育まれてきた豊かな自然と生活様式を未来へ紡いでいけるよう、地域住民や関係自治体、関係課と連携を図り、地域における環境の保全と地域資源の持続可能な活用を図るための活動を推進していく予定です。

2021（令和3）年度には山梨県立武田の杜サービスセンター（山梨県甲府市）で開催された構成市町村担当職員研修会に参加するとともに、本エコパークの認知度の向上及びジオパーク秩父（事務局：産業観光部 観光課）との連携を図るため、ジオパーク展示スペースの一角に甲武信ユネスコエコパークのインフォメーションコーナーを設置し周知を図りました。今後もジオパーク秩父との連携等について協議・検討を進めていく予定です。

一方、2021（令和3）年度に甲武信ユネスコエコパーク推進協議会（事務局：山梨県）で予定していた、各種イベントへの出展、講演会等は新型コロナウイルス感染症の影響により実施は見送られました。



甲武信ユネスコエコパーク ロゴマーク

②地球温暖化対策推進事業

・ゼロカーボンシティ宣言

近年、猛暑や豪雨被害等、地球温暖化が原因とされる気候変動による影響が深刻化しています。

IPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）特別報告書でも、「2050年頃に二酸化炭素（CO₂）排出量を実質ゼロ（※）にする必要がある」と示されています。

日本においては、当時の菅内閣総理大臣が2020（令和2）年10月の所信表明演説で、「2050年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言しました。これに先駆けて、市は「2050年までに市内のCO₂排出量を実質ゼロにするゼロカーボンシティの実現に向けて取り組む」ことを、2019（令和元）年12月に埼玉県内の自治体で初めて宣言しています。

市のCO₂排出量は、1990（平成2）年度の1,836,400t-CO₂から、2019（令和元）年度には421,967t-CO₂となり、29年間で約77%が削減されています。（埼玉県温暖化対策課「県内市町村温室効果ガス排出量算定結果」より。）引き続き、各種の取り組みをより一層推進し、温室効果ガスを削減してゼロカーボンシティの実現を目指します。

※CO₂の人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との均衡を達成すること。

・地球温暖化対策普及啓発

2021（令和3）年4月に開催された米国主催の気候サミットにおいて、「2050年カーボンニュートラル」に向けた長期目標と統合的で野心的な目標として、当時の菅内閣総理大臣は「2030年度における温室効果ガス排出量を、2013年度比で46%削減し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていく」ことを表明しました。

この目標を達成するために、家庭部門（※）での対策として、環境省では省エネ・低炭素型の製品への買い替え、サービスの利用、ライフスタイルの選択等、地球温暖化対策に資する「賢い選択」をしていこうという取り組み、国民運動「COOL CHOICE」を展開しています。

市も「COOL CHOICE」に賛同しており、家庭の省エネを推進して家庭部門の温室効果ガス排出量を削減するため、市報・ホームページ等で省エネに関する情報発信を行っています。

温室効果ガス排出量を削減するためには、家庭における省エネへの取り組みが重要であることから、引き続き、地球温暖化対策の普及啓発活動を積極的に展開していきます。

※自家用自動車等の運輸関係を除く家庭のエネルギー消費分。なお、「家庭部門」以外の部門としては、「産業部門」、「業務その他部門」、「運輸部門」等がある。

・省エネ家電買い替え助成金交付事業

家庭部門での温室効果ガス排出量の削減を図るため、市では2017（平成29）年度から「秩父市省エネ家電買い替え助成金交付事業」を実施しています。

本事業は、省エネ基準達成率86%以上の電気冷蔵庫（以下、冷蔵庫）を新たに購入し、これまで家庭で使用していた冷蔵庫をリサイクル処理に出した市民に対して助成金を交付するものです。

2021（令和3）年度は101件の申請があり、そのほとんどが10年以上使用している冷蔵庫からの買い替えによるものでした。

近年の技術革新により、最新式の冷蔵庫では省エネ性能が格段に進歩しているため、買い替えによって、家庭における省エネ及び温室効果ガス排出量の削減を、手軽かつ確実に実現することができています。

市では、今後も市民の需要に対応した助成金の充実を図り、省エネ家電の普及を促進して、温室効果ガス排出量の更なる削減を目指します。



統一省エネラベル

・次世代自動車推進事業

地球温暖化や大気汚染防止の観点から、走行時に温室効果ガスを排出しない電気自動車（Electric Vehicle = EV）の普及促進につながる取り組みを行っています。

現在、EUをはじめとした環境政策に先進的に取り組んでいる国では、ガソリン車・ディーゼル車の販売を将来的に禁止する方針を明らかにしており、国内外の自動車メーカーはEVの開発や市場投入を進めています。

日本においても、2020（令和2）年12月に経済産業省が策定した「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」の中で、「2035年には乗用車の新車販売で電動車（※1）の割合を100%にする」という目標を掲げており、今後はより一層、ガソリン車からEVを含めた電動車へシフトしていくものと予想されます。

EVの普及には、その性能の向上やコストダウンもさることながら、社会インフラとしてのEV用充電ネットワークを拡充し、EVの利用環境を整備することが必要不可欠となっています。そのため市では、積極的に補助金を活用し、公共施設や市内道の駅（ちちぶ、龍勢会館、あらかわ、大滝温泉）にEV用急速充電設備（※2）を設置してきました。今後も国・県等の補助金を活用しながら継続して充電設備の新規設置を検討し、あわせて電動車の導入を進めていく予定です。

※1 動力に電力を使用する自動車の総称であり、「EV（電気自動車）」、「HV（ハイブリッド自動車）」、「PHV（プラグインハイブリッド自動車）」、「FCV（燃料電池自動車）」を指す。

※2 EVのバッテリーを30分程度で約80%まで充電する充電設備。

表 市内公共施設・道の駅等EV用充電設備設置状況

	じばさん 商店（※4）	道の駅 ちちぶ	道の駅 龍勢会館	道の駅 あらかわ	道の駅 大滝温泉
急速充電器	○	○	○	×	○
普通充電器（※3）	×	×	○	○	○

※3 EVのバッテリーを5～8時間で満充電する充電設備（200Vの場合）。

※4 令和4（2022）年10月現在、利用休止中。



急速充電中の電気自動車



道の駅 急速充電設備

・市公共施設における省 CO₂ 化

地球温暖化の原因となる温室効果ガスには数種類ありますが、その中でも、とりわけ二酸化炭素（CO₂）排出量の削減が有効です。

2015（平成 27）年に政府は、「2030 年度における温室効果ガス排出量を国全体として 2013 年度比で 26%削減し、そのうち市役所業務が該当する「業務その他部門」では約 40%の削減」を目標とする「日本の約束草案」（以下、約束草案）を国連に提出しました。市が 2019（平成 30）年度に策定した「秩父市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）《第 4 次計画》」では、市役所業務における温室効果ガス排出量の削減目標を、約束草案に合わせて「2030 年度までに 2013 年度比で 40%削減」としています。

市役所では日常業務の改善を主とした取り組みにより、温室効果ガス排出量を 2016（平成 28）年度までに 2013（平成 25）年度比で 25%以上削減しましたが、約束草案の目標を達成するために、日常業務以外において、各種の施策や取り組みを実施しました。

その取り組みの一つが、市公共施設の省 CO₂ 化改修です。2018（平成 30）年度には省 CO₂ 化改修を行うことで CO₂ 排出量の削減について高い効果が見込めた「ほのぼのマイタウン」、「文化体育センター」、「吉田元気村」の 3 施設の照明及び空調機器の設備改修を実施し、施工前と比較し CO₂ 排出量を約 30%～60%削減することができました。

さらに、2021（令和 3）年度には、LED 照明の導入による CO₂ 及び光熱費の削減効果が高い施設として、道路照明灯の LED 改修を公募型プロポーザルによるリース方式で実施しました。本事業で道路照明灯 967 灯を LED 改修したことにより、改修前との比較では、年間 1,000 万円以上の電気料金とあわせて CO₂ 排出量も 318t-CO₂（約 87%）を削減できる見込みです。

また、市公共施設において秩父新電力株式会社（12～13 ページ）が供給する CO₂ 排出係数の低い電力を使うことで、電力使用による CO₂ 排出量を大きく削減することができます。

これらの取り組みにより、2020（令和 2）年度実績では、温室効果ガス排出量を 2013（平成 25）年度比で約 43%削減できました。

計画よりも早期に削減目標を達成できていますが、2021（令和 3）年 10 月に改定された政府の「地球温暖化対策計画」では、温室効果ガス削減目標が大幅に引き上げられ、市役所業務が該当する「業務その他部門」では、「2030 年度における温室効果ガス排出量を、2013 年度比で 51%削減する」必要があるとされています。

今後も、国の新たな削減目標の達成とゼロカーボンシティの実現に向けて、照明の LED 化等による公共施設の省 CO₂ 化改修や秩父新電力株式会社と連携した電源開発等、「CO₂ 排出量実質ゼロ」に向けた各種の取り組みを進めます。

③再生可能エネルギー推進事業

・ 廃食用油再生事業

市では 2007（平成 19）年度から、家庭や学校給食共同調理場から回収した使用済みてんぷら油（廃食用油）を原料としたバイオディーゼル燃料（BDF）の製造を行っています。

BDF とは廃食用油を再利用し精製した燃料であるため、「製造」・「使用」する行為そのものが、河川の水質汚濁の防止や家庭から排出される可燃ごみの減量、ひいては循環型社会の実現につながるという大きなメリットがあります。そして現在、BDF は軽油の代替燃料として利用されており、市では公用車 3 台と牽引式発電機 3 台の燃料として使用しています。

2021（令和 3）年度末現在で BDF を燃料とする公用車の合計累積走行距離は 628,180km になりました。これは地球約 15.7 周分の距離に相当します。また、牽引式発電機は野外イベントにおける電化製品等の電源として使用したこともあるほか、市内の観光イベントの電源としての利用や施設点検に伴う停電時の電力供給等にも利用されてきました。

2013（平成 25）年度からは、ちちぶ定住自立圏事業として、市内だけでなく横瀬町・皆野町・長瀬町・小鹿野町の家庭及び学校給食施設等から排出された廃食用油の引き取りを実施しており、2021（令和 3）年度中の廃食用油回収量は 13,036L になりました。

廃食用油は、市民の協力のもとに集められた地域資源です。これからもこの貴重な地域資源の有効活用と、適切な使用に取り組んでいきます。



牽引式発電機
（燃料に BDF を使用）

・ 新電力会社との連携事業

2018（平成 30）年 4 月、市では「再生可能エネルギーの地産地消」と「地域経済の活性化」を目的とし、地域で発電された電力を仕入れて地域に卸すことをコンセプトとした地域新電力会社である「秩父新電力株式会社」（以下、秩父新電力株）を設立しました。

この秩父新電力株では、2019（平成 31）年 4 月から市公共施設を中心に電力供給を開始し、現在は周辺 4 町を含めた秩父地域や姉妹都市の公共施設や企業等にも電力供給を広げています。

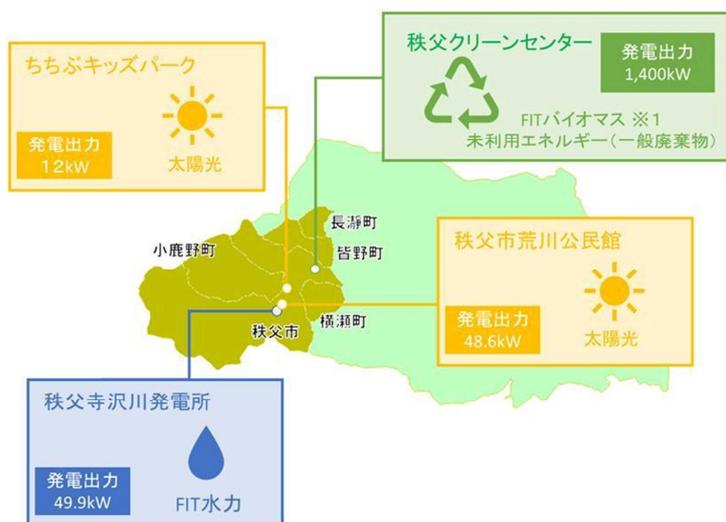
秩父新電力株が供給している電力は、秩父クリーンセンターのごみ処理発電や卒 FIT 太陽光発電等、地産の再生可能エネルギーの割合が高く、市公共施設の「電力使用による二酸化炭素（CO₂）排出量」の削減につながっています。

また、「ゼロカーボンシティ」の実現に向けたCO₂排出量削減の取り組みとして、2020（令和2）年度からは市役所本庁舎・秩父宮記念市民会館・歴史文化伝承館の3施設で、秩父新電力(株)が提供するCO₂排出量ゼロの「ちちぶゼロカーボン電力」を活用しています。さらに2021（令和3）年度からは、前述の「ちちぶゼロカーボン電力」導入施設に、吉田・大滝・荒川総合支所と小中学校21校を加えた計27施設に「ちちぶRE100電力（ちちぶゼロカーボン電力からプラン名称変更）」を活用しています。この取り組みにより、2022（令和4）年度における「ちちぶRE100電力」導入27施設の電力使用によるCO₂排出量は「実質ゼロ」になり、市公共施設全体のCO₂排出量も、2020（令和2）年度比で1,700t-CO₂（約30%）削減できる見込みです。

一方、2021（令和3）年1月の市場価格暴騰の影響により2020（令和2）年度決算では債務超過に陥りましたが、経営陣は3か年の経営再建計画を策定し、これに基づく方策を講じることで2021（令和3）年度決算では計画を1年前倒しする形で債務超過を解消しました。原料価格高騰等の影響により依然として電力調達価格は高騰しており、電力小売業界全体に厳しい状況が続いていますが、経営安定化に向け、市は出資者としての役割を果たせるよう努めます。

なお、秩父新電力(株)による2021（令和3）年度における「地域付加価値額（企業による地域経済効果を積算した金額）」は地域顧客電気代の削減、地域雇用創出等により約5,300万円と地域経済に貢献しており、秩父新電力(株)が生み出した利益は将来的に地域課題解決のために活用し、各種の事業を展開することにより地域への還元を図る方針です。

そして、2020（令和2）年3月には、市と秩父新電力(株)に、一般電気事業者である東京電力エナジーパートナー株式会社を加えた3者で包括連携協定を締結し、再生可能エネルギーを活用した持続可能なまちづくりへの取り組みも進めており、市と秩父新電力(株)は「ゼロカーボンシティ」の実現に向けた取り組みと併せ、様々な連携を進めています。



秩父新電力(株)が活用する地産の再生可能エネルギー



秩父新電力

秩父新電力(株)会社ロゴマーク

・ 発電施設適正導入推進事業

太陽光発電事業については、発電設備の設置を直接規制する法令等が存在しないため、一部の太陽光発電施設ではあるものの、事業者による施設計画が近隣住民の生活に不安を与えているほか、環境保全や生態系への悪影響が懸念される事例や林地開発等により盛土箇所の土砂崩落に対する地域住民の反対運動やトラブルが全国で相次いでいます。

このような事態を未然に防ぐため、太陽光発電設備の設置を規制するための法整備を求める声が国や各自治体に寄せられています。

市では、埼玉県内の自治体としては初となる太陽光発電事業に関するガイドライン及び要綱を2016（平成28）年度に策定しました。これにより、市内において太陽光発電事業実施者が太陽光発電設備の設置・運用等を行う際に配慮すべきことを明らかにし、地域住民の理解を得た、地域の環境や景観等に調和した事業の適正かつ適切な実施に努めるよう事業者に求めています。

2050年ゼロカーボンシティの実現のためには、市内において太陽光発電設備をはじめとした再生可能エネルギーを創出する取り組み、いわゆる「創エネ」によるクリーンな電力を地域内で使用し、「電力の地産地消」を強力に進めていくことが重要となります。

太陽光発電設備をはじめとする再生可能エネルギーによる創エネの拡大・拡充のため、市特有の豊かな自然と景観に配慮しつつ、引き続き太陽光発電事業の適正な実施と推進のために取り組んでいきます。



秩父市歴史文化伝承館壁面の太陽光パネル

(2) 生活衛生課の事務・事業

① 廃棄物処理適正化対策事業

・ ごみ収集、処理事業

秩父地域1市4町で構成される秩父広域市町村圏組合が市内のごみの収集及び処理に関する業務を行っています。ごみ収集はステーション方式で可燃ごみ、不燃ごみ、廃蛍光管(40W以下)・電球、廃乾電池・ライターの4分別収集のほか、資源ごみとして、紙・布類、カン・ビン類、ペットボトル〔2006(平成18)年4月から開始〕に加え、2014(平成26)年4月からは一般家庭から排出される使用済小型家電製品も収集しています。粗大ごみは、住民が秩父環境衛生センターへ直接搬入しています。

可燃ごみは秩父クリーンセンターで焼却処分し、不燃ごみは秩父環境衛生センター内で破袋・分別し、可燃ごみと資源ごみの抽出処理を行った後、不燃残渣を埋め立て処分しています。資源ごみは分別したのちに資源化売却という形をとっており、廃乾電池、廃蛍光管、廃家電(家電リサイクル法対象4品目以外)等処理が困難であるものに関しては処理を民間業者に委託しています。

資料編 (1) ごみ処理関係データ (P. 31, P. 32)

表1-1 過去5年間における旧市町村区域別ごみの排出量経過

図1-1 2021(令和3)年度 市におけるごみ処理フローチャート

図1-2 過去5年間における年間ごみ総排出量及び1日1人当たり排出量の推移

・ ごみの不法投棄対策事業

近年、消費型社会の副産物とも言えるごみの不法投棄は深刻な社会問題となっています。

ごみの不法投棄は近隣住民の生活環境に悪影響を及ぼすばかりでなく、自然環境の破壊にもつながるため、不法投棄防止の働きかけとともに、早急な発見・回収が必須となっています。

そこで市では、山林、河川及び道路等におけるごみの不法投棄を防止するため、公益社団法人秩父市シルバー人材センターに委託し、市内を巡視するとともに、公共の場所での不法投棄ごみの回収を実施しています。

また、以前から市として、不法投棄防止看板の設置やパンフレットの配布等の啓発活動を行っていましたが、2018(平成30)年度からはちちぶ定住自立圏事業として、秩父地域1市4町で不法投棄防止啓発の取り組みを開始しました。各種看板等は市役所本庁舎及び、各総合支所で無料配布しています。

資料編 (1) ごみ処理関係データ (P. 33, P. 34)

表1-2 2021(令和3)年度月別不法投棄ごみ回収量詳細

表1-3 2021(令和3)年度不法投棄家電リサイクル法対象品回収量

図1-3 2021(令和3)年度月別不法投棄ごみ総回収量



不法投棄禁止看板の設置例

・有価物回収事業、報奨金・助成金交付事業

市では、ごみの減量化及び適正処理を行うとともに資源の有効利用を図るため、有価物回収事業及び町会資源ごみ収集報奨事業を実施しています。

有価物回収事業では、市、地域住民団体及び再生資源卸売業者が一体となって有価物回収事業を実施し、回収した廃品(新聞紙、雑誌、ダンボール、カン・ビン)1kgにつき、地域住民団体には5円の報奨金、再生資源卸売業者で組織された業者協力団体には1円の助成金を交付しています。また、町会資源ごみ収集報奨事業では、回収した資源ごみ1kgにつき1円、ペットボトルについては1kgにつき10円の報奨金を各町会に交付しています。

資料編 (1) ごみ処理関係データ (P. 34)

表 1-4 2021 (令和 3) 年度資源回収支援事業実績

②し尿処理事務

現在の市域のうち旧秩父市、旧大滝村、旧荒川村のし尿収集、運搬及び処理に関する事務は、1970 (昭和 45) 年から旧秩父市、横瀬町、旧大滝村、旧荒川村で構成された秩父衛生組合が行っていました。その後、市町村合併に伴って 2005 (平成 17) 年 3 月 31 日に秩父衛生組合が解散したことを受け、2005 (平成 17) 年度から市が事務を行うこととなりました。また、旧吉田町におけるし尿収集、運搬及び処理に関する事務は、旧小鹿野町、旧吉田町、旧両神村で構成された西秩父衛生組合によって行われていましたが、同組合が 2005 (平成 17) 年 10 月の旧小鹿野町、旧両神村の合併時に解散し、小鹿野町へ事務が移行したことから、旧吉田町の事務については小鹿野町に業務委託を行いました。その後、2009 (平成 21) 年度には小鹿野町への業務委託を廃止し、市が事務を行うこととなりました。

現在し尿収集、運搬は業者 3 社への委託によって行われており、旧秩父市、旧大滝村及び旧荒川村、旧吉田町の 3 つの区域に分けて委託業者による収集後、清流園に運搬・搬入後、高度処理され、安定かつ良質な処理水を荒川に放流しています。また、浄化槽汚泥についても、浄化槽清掃及び収集運搬の許可業者 7 社によって同施設に搬入し処理されています。

し尿処理事業の広域化については、2018 (平成 30) 年度から、関係自治体により、事業統合について検討を続けており、2019 (令和元) 年 11 月には、1 市 4 町 1 組合で「秩父地域し尿処理事業広域化準備室設置に関する覚書」を締結し、2022 (令和 4) 年 1 月には「秩父広域し尿処理事業の統合に関する覚書」を締結しました。

資料編 (2) し尿処理関係データ (P. 35)

表 2-1 2021 (令和 3) 年 4 月 1 日現在の市におけるし尿処理人口詳細

図 2-1 過去 30 年間におけるし尿及び浄化槽汚泥処理量

③自然保護対策事業

・自然公園

市には、秩父多摩甲斐国立公園、県立武甲自然公園、県立長瀬玉淀自然公園、県立西秩父自然公園があります。このうち、県立長瀬玉淀自然公園の特別地域については風致の維持に努めるため、埼玉県から保護管理を受託しており、2021（令和3）年度は年間12回のパトロールを行いました。

・特定外来生物防除

ちちぶ定住自立圏事業の自然保護対策事業により、在来種や生態系を守るために、毎年春から夏にかけて、特定外来生物「オオキンケイギク」の除草啓発チラシの回覧と市内環境団体等によるオオキンケイギク除草作業の支援を行っています。



オオキンケイギク除草啓発チラシ

④生活環境対策事業

・公害苦情処理業務

市では、市民の生活環境を保全するため、大気汚染、水質汚濁、騒音及び悪臭などの相談に関し、法律及び条例に基づき、公害苦情処理業務を実施しています。

近年は、環境啓発が一定の効果を上げ苦情件数はほぼ横ばいとなっています。その一方で、匿名による苦情や近隣トラブルが原因の苦情件数は増加傾向にあります。近隣問題をめぐる苦情は、法的規制に当てはまらないものが多く、その解決のためには、当事者間において十分な理解を得ていただくため、事案に則した機動的かつ柔軟な対応を行っていく必要があります。

2021（令和3）年度の公害苦情件数は29件で、昨年度より5件少ない結果となりました。公害の種類別苦情受理件数は、典型7公害（大気汚染・水質汚濁・土壌汚染・騒音・振動・地盤沈下・悪臭）のうち大気汚染が6件、騒音が7件となっており、その他の公害については16件でした。

市に寄せられる公害苦情は、市民生活に密着した多種多様な内容となっており、今後においても、関係法令に基づく適切な処理を行うことはもとより、地域社会の望ましい姿について正しい認識を基本として、幅広い見地からの確に対応できるよう努めてまいります。

資料編（3）公害関係データ ①公害苦情データ（P. 36, P. 37）

・公害測定分析事業

市では、騒音、水質等の公害分析測定を実施し、公害発生の防止を図り、公害案件が発生した場合は、原因状況を周知し指導を行っています。また、長年にわたり保管した測定結果は経年変化として統計的に重要な資料となっており、環境保全のためには非常に重要なものとなります。

なお、埼玉県が実施していた有害大気汚染物質調査は、2021（令和3）年度から測定を休止することとなりました。

資料編（3）公害関係データ ②大気関係データ～④水質関係データ（P. 38～P. 68）



酸性雨採取器 設置状況



騒音計

・ 公害防止啓発事務事業

市報、ホームページにおける環境情報の発信や、環境データ分析による経年変化を本冊子「秩父市の環境」に掲載することで、公害防止への理解と環境保全の思想について啓発・普及を図っています。また、光化学スモッグ、放射線及び微小粒子状物質 PM2.5 についても情報を掲載し周知を行っています。

2021（令和3）年度においては市における光化学スモッグ注意報発令は前年度と同様にありませんでした。放射線、PM2.5 についても基準値を超過した日はありませんでした。

また、公害関係法令及び埼玉県生活環境保全条例に基づき、各種届出のうち、県から事務委任されている騒音関係の届出について受付事務処理を行っています。（吉田地区、大滝地区、荒川地区、浦山地区、大田地区及び定峰地区の特定施設工場・建設現場は除く。）

資料編（3）公害関係データ ②大気関係データ（P. 42）

図 3②-1 オキシダント基準観測局と光化学スモッグ注意報発令地区区分



図 光化学スモッグの仕組み

種 類	区 分	
	法 令	県 条 例
設置の届出（新設）	2	1
使用の届出（既設）		
施設の種類ごとの数変更届出書	1	
騒音の防止の方法変更届出書		
氏名（名称、住所、所在地）変更届出書	8	3
施設使用全廃届出書	3	
承継届出書		
特定建設作業実施届出書	3	
公害防止組織関係届出書	14	22
その他		

表 2021（令和3）年度騒音関係届出書の受理状況

・ 焼却炉無料回収事業

ダイオキシンの発生を抑止するとともに適正なごみ処理を行っていただくため、適確外の焼却炉について使用禁止の周知及び無料回収を実施しています。市報において家庭用簡易焼却炉無料回収の周知を毎年行い、回収を実施してきたことで、焼却炉の使用によるごみ焼却苦情は減少傾向にあります。

2021（令和3）年度は27台の家庭用簡易焼却炉を回収しました。

対象	家庭用ブロック積簡易焼却炉及び金属製簡易焼却炉
回収条件	所有者が焼却炉を分解し、2トン車が侵入できる場所まで搬出すること。

(3) 森づくり課の事務・事業

①市営林造林管理事業

・市営林保育事業

市には約 3,000ha の市営林があります。この森林で間伐・作業道作設・森林認証取得・森林保険加入等の事業を行っております。

2021（令和 3）年度は、下表のとおり事業を実施しました。

表 2021（令和 3）年度市営林保育事業

場所	整備内容	実施数量
大滝栃本地区	間伐及び作業道作設	0.05ha、165m
吉田石間地区	下刈り	0.08ha
高篠山田地区	間伐	0.02ha
大滝栃本地区	樹皮ガード設置	2,258本、11ha
秩父市有林全域	森林管理認証取得	3,004.98ha
秩父市有林の一部	森林保険加入	128.48ha
（以下、地域おこし協力隊）		
大滝栃本地区	間伐及び作業道作設	0.03ha、150m
高篠山田地区	間伐	0.30ha



地域おこし協力隊による作業風景

・ 里山平地林事業

近年、全国各地で住宅に近接する竹林や雑木林が放置され、生活環境の悪化や災害、犯罪の危険性が高まっています。

このような放置された里山・平地林において、侵入竹の伐採、ササ・つる類等の刈り払い、不良木の抜き伐り、植栽、下刈り、除伐、枯損木・倒木の除去等を実施しています。

2021（令和3）年度は、下表のとおり実施しました。

表 2021（令和3）年度里山平地林事業

場所	整備内容	実施数量
みどりが丘地区	草刈機伐開	0.36ha
〃	枯損木・不良木処理	293本



整備前



整備後

・ふるさと文化財の森

文化庁では、文化財建造物の保存修理に必要な資材の供給林及びそれら資材採取の技能者を育成する研修林を「ふるさと文化財の森」として設定しています。

市有林のうち、樹齢100年生をはじめとする高齢級のスギ・ヒノキ等の森林が約60haまとまっている栃本市有林においては、「200年生の森づくり」基本方針を策定し、将来的に文化財修復用材としての利用も視野に入れ育成しています。なお、2019（平成31）年3月20日には「ふるさと文化財の森」【^{ひわだ}檜皮、木材（スギ・ヒノキ）】の設定を受けています。

2018（平成30）年7月6日には、公益社団法人全国社寺等屋根技術保存会と「檜皮採取に関する協定」を締結しました。2021（令和3）年度は新型コロナウイルス感染症の影響により、採取は中止となりました。



檜皮採取作業



まとめられた檜皮

②森づくり事業

・企業の森活動事業

市では、企業のCSR活動の一環として行われている「企業・団体による森づくり」活動に取り組んでいます。普段森林と接する機会の少ない都市住民の方を中心に、市有林をフィールドとして植林や下刈、間伐等の森林保育活動を実践していただいています。協定は「埼玉県森林づくり協定」に基づくもの、その他のものがあります。



株式会社オリエントコーポレーション
オリコの森 除伐

・ 緑の家庭募金事業

市では、公益社団法人埼玉県緑化推進委員会と協力して、緑の家庭募金を実施しています。各町会ごとに「みどりの募金」に協力いただき、前年の募金額の半分が同委員会を通じて市に寄附され、緑の家庭募金緑化事業として国土緑化、身近な緑の創出等に活用されています。2021（令和3）年度においても、2020（令和2）年度の募金額の半分が市に寄附されました。市では、この寄付金を活用して、市有林の間伐事業等、募金の趣旨に沿った取り組みを行う予定です。

なお、2021（令和3）年度の募金実績は、下表のとおりです。

表 2021（令和3）年度緑の家庭募金

2020（令和2）年度募金額	1,277,029 円
2021（令和3）年度緑の家庭募金緑化事業寄付額（実施額）	638,000 円
2021（令和3）年度募金額	1,308,468 円

・ 秩父森づくりの会

秩父森づくりの会は2012（平成24）年に設立され、市と公益社団法人埼玉県農林公社が所有する横瀬町芦ヶ久保地内の分収林を主な活動拠点として、ボランティアで森づくり活動を実施しています。2022（令和4）年3月末時点の会員数は30人となっています。

2021（令和3）年度の活動は下表のとおりです。

表 2021（令和3）年度秩父森づくりの会の活動

活動内容	活動回数（回）	参加人数（人）
間伐	15	102
枝払	1	11
薪用材の玉切り等	2	18
計	18	131



間伐



薪用材の玉切り等

秩父森づくりの会活動の風景

・としまの森づくり事業

市と豊島区は1983（昭和58）年に姉妹都市の提携をして以来、38年間と長きにわたり交流を続けており、この交流事業の一環として、2019（令和元）年度からは、「としまの森づくり事業」を実施しています。

なお、2021（令和3）年度の活動は下表のとおりです。

表 2021（令和3）年度「としまの森づくり事業」実施内容

整備内容	実施数量	整備内容	実施数量
刈り払い	0.35ha	植栽	30本
遊歩道整備	393m	幼齡樹保護ネット設置	30箇所
大径木処理	85本	ベンチ作成	2台
落下防止ネット設置	445m	イベント指導	1回
落石防護ネット設置	145m	巡回・整備	2回
敷碎石	2.2t		



としまの森整備前（左）と整備後（右）

③木材活用推進事業

・ウッドスタート事業

市では2014（平成26）年3月に「ウッドスタート宣言」を行い、新生児の10か月児健康診査時に、誕生祝い品として木のおもちゃを配付しています。木のおもちゃは「TUMICCO（つみっこ）」、「ちちぶの幸」または「木守りのおうち」のいずれかを選ぶことができます。2021（令和3）年度は、「TUMICCO（つみっこ）」67個、「ちちぶの幸」102個、「木守りのおうち」140個、合計309個を配布しました。



「TUMICCO（つみっこ）」



「ちちぶの幸」



「木守りのおうち」

・ イベント出展

秩父産木材のPRのため、秩父地域森林林業活性化協議会（ちちぶ定住自立圏事業）として各種イベントに出展しています。

2021（令和3）年度の実績は下表のとおりです。

表 2021（令和3）年度イベント出展

期日	イベント名	場所
5月8日・9日	第38回木が香る秩父フェスティバル	道の駅ちちぶ
8月4日から25日	MOCTION	新宿パークタワー
11月6日・7日	第39回木が香る秩父フェスティバル	道の駅ちちぶ
12月11日	クリスマスリースづくり	埼玉森林管理事務所

④ 森林保全事業

市では、森林保全事業として、下記のとおり森林の将来を守ることに繋がる事業を行っています。

・ 森林保全巡視

大滝地域の森林等において、不法採取者や山林火災等による被害を未然に防ぐため、巡視員によるパトロールを行っています。主に月2回、土地の形質変更、林道、登山道、遊歩道等の状況確認を行っています。2021（令和3）年度は5人の巡視員を雇用し、パトロールを実施しました。2022（令和4）年度からは、荒川管内・秩父管内においても巡視業務を開始する予定です。



巡視の様子（2022（令和4）年度実施）

次ページ以降の各事業は、森林環境譲与税を活用しています。

・送電線下伐採

電線周辺の危険木の伐採を行っています。2021（令和3）年度は吉田石間地内の3.7kmについて、危険木の生育する土地の所有者に伐採交渉を行っており、伐採業務は繰越事業として2022（令和4）年度に行う予定です。



送電線下伐採実施前（左）と実施後（右）

・森林環境教育

学校の授業で森林・林業について学び始める小学校の児童を対象として、学校の近くに豊かな森林があるという立地を活かし、林業や木材加工の現場を見学していただき、地域の森林を知り、林業の大切さ、面白さを体感することで、地域の森林や林業という仕事に興味を持ってもらうための事業を行っています。

2021（令和3）年度は荒川東小学校4年生15名・5年生25名の計40名が学習しました。



森林環境教育の様子

・ 林業就業者対策事業

県内唯一の森林科学科を設置する秩父農工科学高校の生徒を対象にチェーンソー資格取得、林内作業体験、木材センター共販体験等を実施しています。本事業の実施により、林業体験を通じて林業を進路の選択肢の一つとしてもらうことを目的としています。

2021（令和3）年度は延べ46人が受講しました。



林業就業者対策事業の様子

・ 森林管理道保全工事

降雨による林道の崩壊は、側溝に土砂がたまり、排水不良となることが原因で発生することが多いと考えられています。林道の崩壊を未然に防止するため、森林管理道保全工事を行っています。

2021（令和3）年度は、下表のとおり実施しました。

表 2021（令和3）年度森林管理道保全工事実績

工事場所	実施数量	工事場所	実施数量
（秩父管内）林道大神楽線	148m	（大滝管内）林道上強石線	340m
（荒川管内）林道熊倉線	140m	（大滝管内）林道大達原線	340m
（吉田管内）林道漆木白岩線	5,190m	（大滝管内）林道雲取線	244m



森林管理道保全工事実施前（左）と実施後（右）

4 資料編

(1) ごみ処理関係データ

表1-1 過去5年間における旧市町村区域別ごみの排出量経過

年度	行政区分	人口 (人)	世帯数 (世帯)	可燃ごみ (t)	不燃ごみ (t)	資源ごみ(t)			排出合計 (t)	1日当たり (t)	1日1人当たり (g)
						カン・ビン	紙・布類	ペットボトル			
H 29	秩父地区	52,863	22,037	16,523.75	1,455.06	342.10	995.00	53.75	19,369.66	53.07	1,003.9
	吉田地区	4,751	1,888	971.75	88.82	46.30	61.66	9.21	1,177.74	3.23	679.2
	大滝地区	710	398	255.59	18.95	16.66	22.11	1.05	314.36	0.86	1,213.0
	荒川地区	5,031	2,040	1,046.43	105.63	45.72	142.67	6.15	1,346.60	3.69	733.3
	秩父市計	63,355	26,363	18,797.52	1,668.46	450.78	1,221.44	70.16	22,208.36	60.84	960.4
H 30	秩父地区	52,238	22,094	16,613.88	1,546.84	325.37	903.72	57.89	19,447.70	53.28	1,020.0
	吉田地区	4,676	1,882	965.10	91.42	43.29	53.04	9.63	1,162.48	3.18	681.1
	大滝地区	686	391	232.55	18.00	17.03	19.23	1.10	287.91	0.79	1,149.8
	荒川地区	4,913	2,019	1,057.68	104.32	43.69	133.67	6.30	1,345.66	3.69	750.4
	秩父市計	62,513	26,386	18,869.21	1,760.58	429.38	1,109.66	74.92	22,243.75	60.94	974.9
R 1	秩父地区	51,627	22,125	16,597.83	1,738.71	297.93	858.29	57.63	19,550.39	53.56	1,037.5
	吉田地区	4,574	1,880	1,010.62	100.06	40.74	54.94	9.27	1,215.63	3.33	728.1
	大滝地区	646	377	278.60	23.54	15.56	18.10	1.09	336.89	0.92	1,428.8
	荒川地区	4,820	2,006	1,107.09	120.98	42.87	133.36	6.08	1,410.38	3.86	801.7
	秩父市計	61,667	26,388	18,994.14	1,983.29	397.10	1,064.69	74.07	22,513.29	61.68	1,000.2
R 2	秩父地区	51,109	22,234	16,404.97	1,910.19	276.33	1,173.38	56.06	19,820.93	54.30	1,062.5
	吉田地区	4,445	1,863	1,068.13	111.81	43.66	133.33	9.19	1,366.12	3.74	842.0
	大滝地区	585	330	343.88	23.47	15.59	18.55	1.05	402.54	1.10	1,885.2
	荒川地区	4,690	1,989	1,031.01	134.92	39.04	127.80	6.12	1,338.89	3.67	782.1
	秩父市計	60,829	26,416	18,847.99	2,180.39	374.62	1,453.06	72.42	22,928.48	62.82	1,032.7
R 3	秩父地区	50,360	22,211	15,837.71	1,670.62	243.40	1,086.75	57.09	18,895.57	51.77	1,028.0
	吉田地区	4,380	1,867	1,078.82	97.72	45.33	126.63	9.19	1,357.69	3.72	849.2
	大滝地区	568	320	369.55	19.35	14.02	17.83	0.99	421.74	1.16	2,034.2
	荒川地区	4,571	1,975	956.75	122.68	38.11	121.80	6.17	1,245.51	3.41	746.5
	秩父市計	59,879	26,373	18,242.83	1,910.37	340.86	1,353.01	73.44	21,920.51	60.06	1,003.0

図1-1 2021（令和3）年度 市におけるごみ処理フローチャート

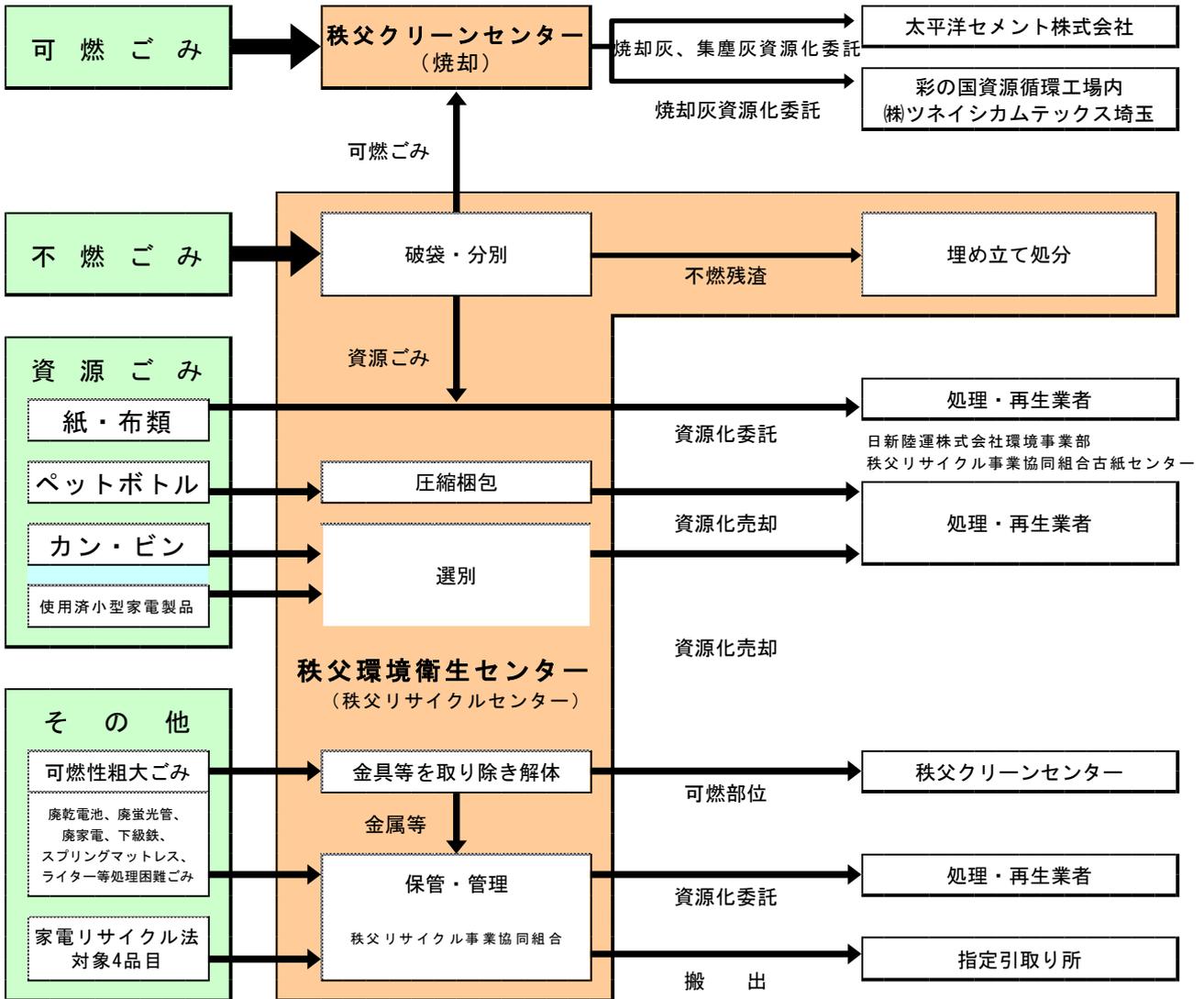


図1-2 過去5年間における年間ごみ総排出量及び1日1人当たり排出量の推移

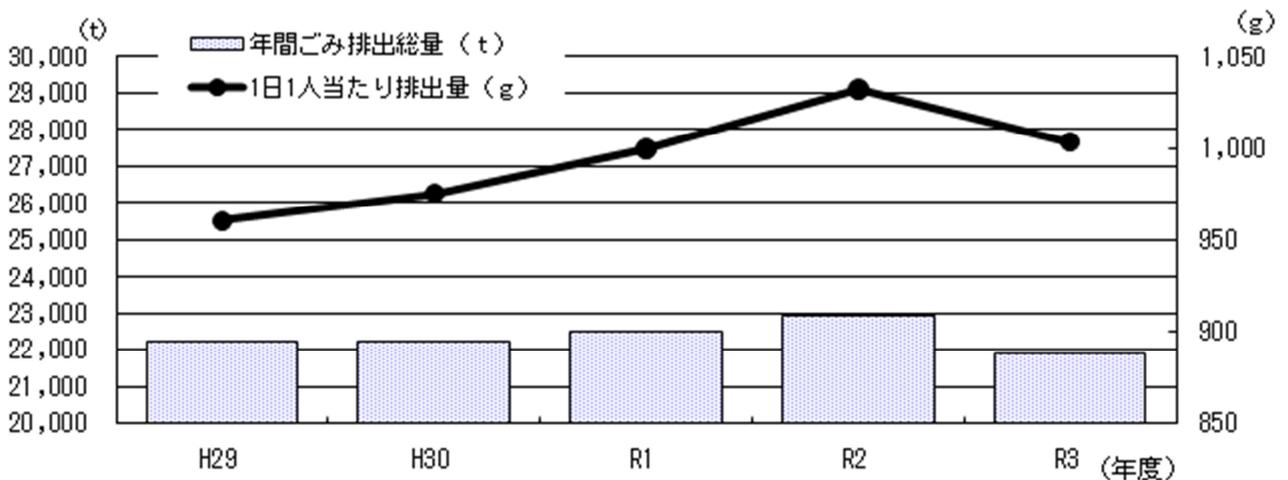


表 1 - 2 2021（令和 3）年度月別不法投棄ごみ回収量詳細

	クリーン センター (kg)	環境衛生 センター (kg)	合計 (kg)	監視業務 日数
4 月	570	750	1,320	21
5 月	470	1,070	1,540	18
6 月	880	510	1,390	21
7 月	430	320	750	20
8 月	470	230	700	21
9 月	710	400	1,110	20
10 月	1,240	430	1,670	21
11 月	690	450	1,140	20
12 月	680	400	1,080	20
1 月	380	360	740	19
2 月	320	290	610	17
3 月	430	490	920	22
計	7,270	5,700	12,970	240

表 1 - 3 2021（令和 3）年度不法投棄家電リサイクル法対象品回収量

	テレビ	エアコン	冷蔵庫	洗濯機	計
計	26	0	21	13	60

図 1 - 3 2021 (令和 3) 年度月別不法投棄ごみ総回収量

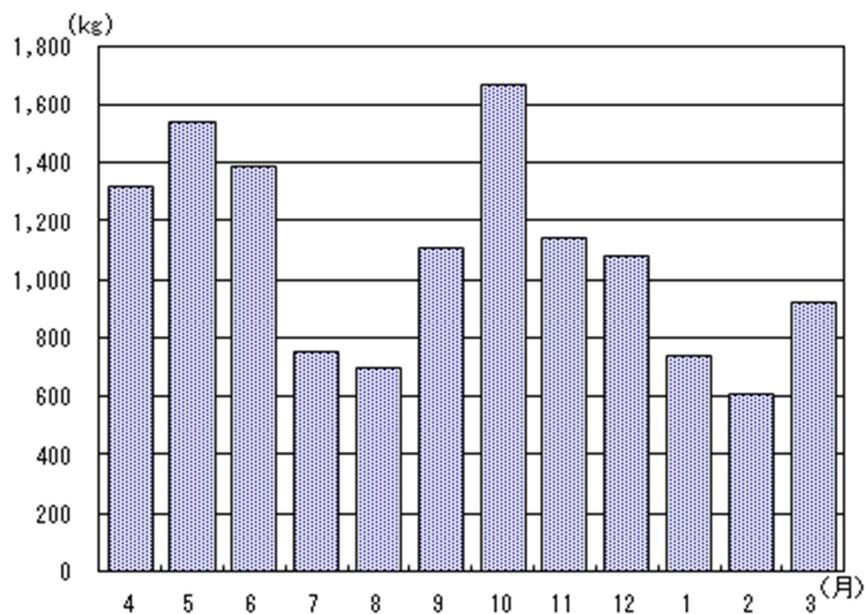


表 1 - 4 2021 (令和 3) 年度資源回収支援事業実績

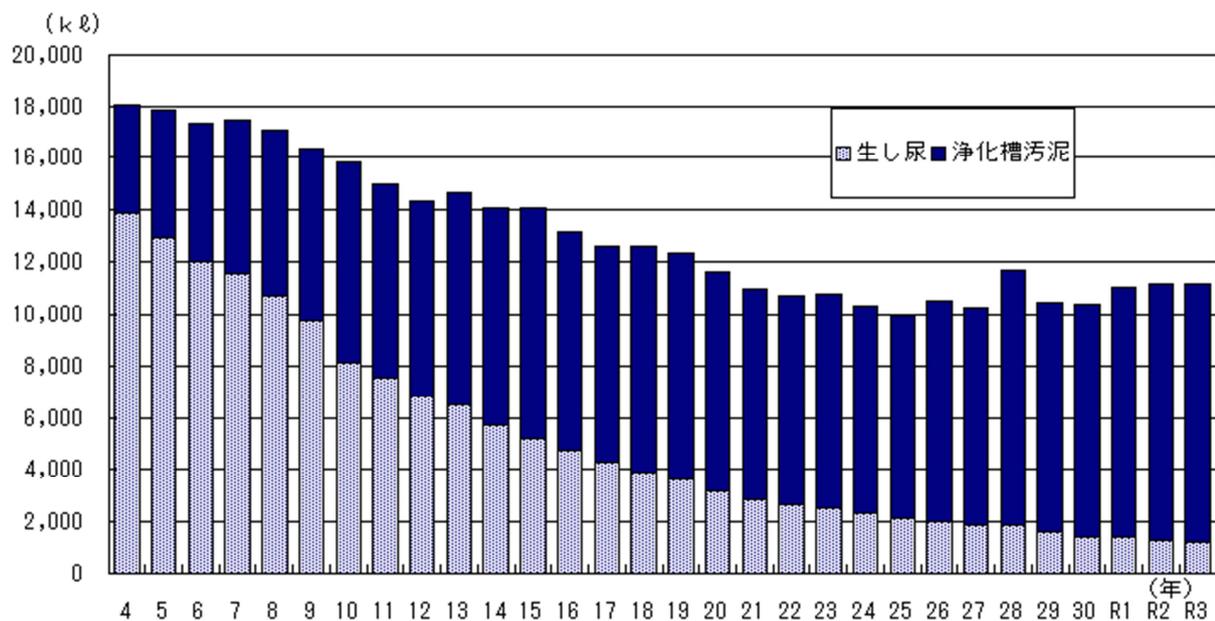
	単価 (1kg当り)	実施団体	回収量 (kg)	交付金額 (円)
報奨金	5円	62団体	560,319	2,801,595
	1円	各町会	1,783,850	2,626,520
	10円			
助成金	1円	2団体	573,990	573,990

(2) し尿処理関係データ

表2-1 2021(令和3)年4月1日現在の市におけるし尿処理人口詳細

区分	秩父市中央		大滝地区		荒川地区		吉田地区		秩父市計			
	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口	世帯数	人口		
非水洗化人口	684	1,259	79	119	115	216	122	243	1,000	1,837		
内計画収集人口	684	1,259	52	83	115	216	122	243	973	1,801		
内訳自家処理人口	0	0	27	36	0	0	0	0	27	36		
水洗化人口	21,550	49,850	251	466	1,874	4,474	1,741	4,202	25,416	58,992		
水公共下水道人口	14,991	33,820	0	0	0	0	0	0	14,991	33,820		
水洗化人口	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
浄化槽人口	6,559	16,030	251	466	1,874	4,474	1,741	4,202	10,425	25,172		
浄化槽人口内訳	内訳	合併処理浄化槽人口	4,473	11,497	188	358	1,318	3,177	1,312	3,199	7,291	18,231
	内訳	補助事業による合併処理浄化槽人口	2,978	7,338	21	32	730	1,577	673	1,440	4,402	10,387
	内訳	農業集落排水施設人口	580	1,455	0	0	0	0	170	409	750	1,864
	内訳	その他の合併処理浄化槽人口	915	2,704	167	326	588	1,600	469	1,350	2,139	5,980
	内訳	単独処理浄化槽人口	2,086	4,533	63	108	556	1,297	429	1,003	3,134	6,941
		22,234	51,109	330	585	1,989	4,690	1,863	4,445	26,416	60,829	

図2-1 過去30年間におけるし尿及び浄化槽汚泥処理量



(3) 公害関係データ

①公害苦情データ

図3①-1 年度別公害苦情受理件数

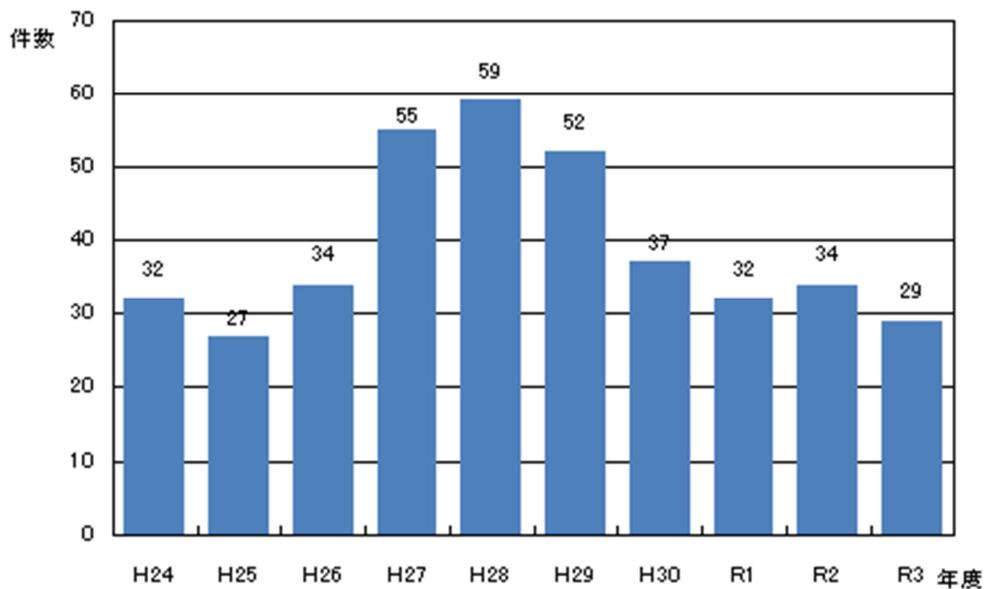


図3①-2 種類別苦情受理件数

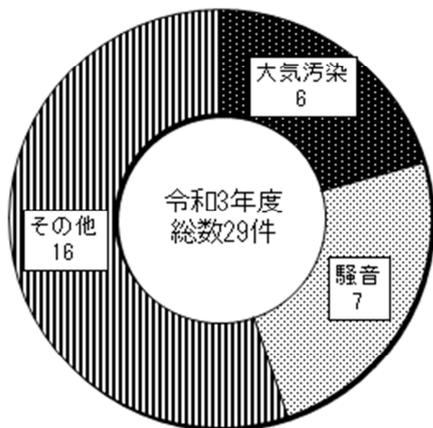


図3①-3 用途地域別苦情受理件数

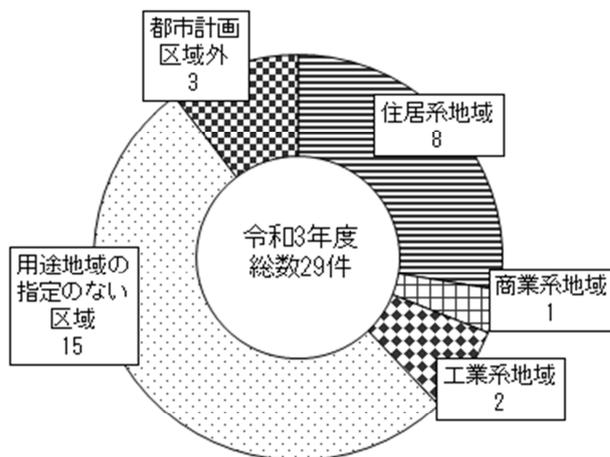
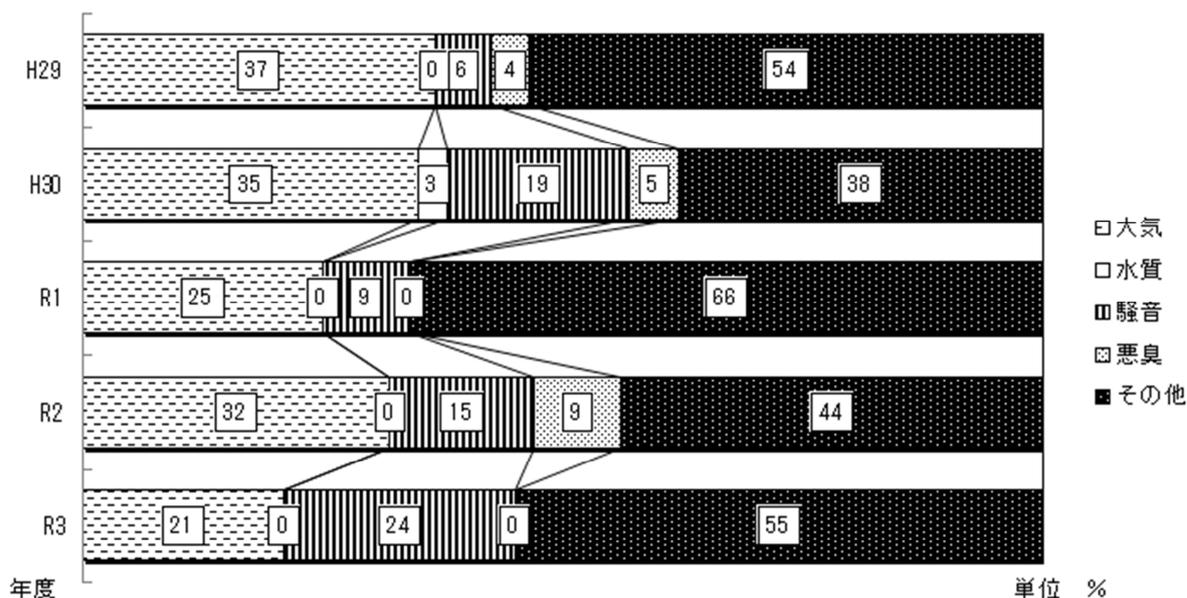


表3①-1 2021（令和3）年度月別公害苦情受理件数

種類 \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
大気汚染	1	0	0	1	0	1	0	0	1	2	0	0	6
水質汚濁	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
騒音	0	0	1	1	0	0	3	0	0	1	0	1	7
振動	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
悪臭	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	0	1	4	2	2	3	2	1	0	0	0	1	16
計	1	1	5	4	2	4	5	1	1	3	0	2	29

※大気汚染の苦情に関しては、野外焼却の煙による苦情がほとんどであり、家庭ごみや廃材等の焼却、剪定した草木・落葉などの処分に困っての焼却、農業を営む上でやむを得ない焼却などが多く見られた。騒音に関しては、事業場での作業音が大半を占めた。その他の苦情については、近年増加傾向にある空き地の雑草・雑木に関する苦情がほとんどであった。

図3①-4 年度別公害苦情内訳（典型7公害のうち5公害の苦情内訳率の推移）



②大気関係データ

用語解説(大気)

○ 環境基準

環境基本法第16条により人の健康を保護し、及び生活環境を保全するうえで「維持されることが望ましい基準」とされ、行政上の目標として定められているもので、公害発生源を直接規制するための基準とは異なる。

○ 硫黄酸化物(SO_x)

硫黄(S)と酸素(O)の化合物の総称で、重油等の燃焼に伴い、主にSO₂、SO₃として大気中に排出される。かつては四日市ぜんそく等数々の大気汚染の原因として問題とされてきたが、現在では一連の対策により全国的に減少傾向にある。

○ 浮遊粒子状物質(SPM)

大気中に浮遊する粒子状物質で、粒径が10ミクロン以下のものをいう。

人工的な発生源として、自動車、工場、鉱山などが、自然的な発生源としては土壌粒子、火山噴火物などがあり、これらの組成も多種多様である。

○ 微小粒子状物質(PM_{2.5})

大気中に浮遊する粒子状物質で、粒径が2.5ミクロンの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

○ 光化学オキシダント(Ox)

大気中の窒素酸化物、炭化水素(HC)等が強い紫外線により光化学反応を起こして生成される酸化性物質の総称で光化学スモッグの指標とされている。

○ 光化学スモッグ

大気中の窒素酸化物と炭化水素が、太陽の紫外線の影響を受けて光化学反応を起こし、強酸化性物質とアルデヒド、アクロレイン等の還元性物質が二次的に生成される。更に大気中に亜硫酸ガスが存在する場合、硫酸ミストが生成される。これらの光化学反応により生じた数々の二次汚染物質を総称し光化学スモッグと呼んでいる。この二次汚染物質のうちPAN、オゾン等の酸化性物質をオキシダントと呼び、このオキシダント濃度を光化学スモッグの指標としている。

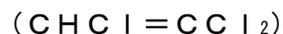
○ 窒素酸化物(NO_x)

窒素(N)と酸素(O)の化合物の総称で、大気中に存在するのは主としてNOとNO₂である。燃焼過程で排出されるのは、主としてNOであり、緩やかな酸化によりNO₂となる。また、NO、NO₂はそれ自体が有害であるばかりではなく、光化学スモッグの原因物質ともなっている。

○ ベンゼン(C₆H₆)

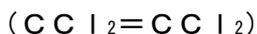
炭化水素化合物。化学工業製品(合成ゴム、合成洗剤、合成繊維等)の原料、溶剤、抽出剤等広範な用途に使われており、ガソリン中にも1%程度含有されている。人に対する発ガン性が確認されている。

○ トリクロロエチレン



有機塩素化合物。機械工業、金属加工工業等で金属加工部品等の脱脂洗浄に使われるほか、化学製品等の原料や溶媒等としても利用されている。人に対する毒性としては、中枢神経障害、肝臓、腎臓障害等が認められている。

○ テトラクロロエチレン



有機塩素化合物。ドライクリーニング用洗剤として使用されるほか、金属加工部品等の脱脂洗浄、化学薬品等の原料、溶媒等にも利用されている。人に対する毒性としては、中枢神経障害、肝臓・腎臓障害等が認められている。

○ オゾン (O₃)

紫外線、X線等の短波光線が酸素分子に反応すると発生する。空気より重く、金属のような臭気を発生する。無色の気体で強い酸化力があり、色素類を脱色し、二酸化硫黄や炭化水素を酸化し、無水硫酸やアルデヒドに変える性質がある。人体には0.2~0.5ppm程度で呼吸器の刺激症状、胸部の拘縮、肺機能の低下が起こる。

○ 石綿 (アスベスト)

高い抗張力と柔軟性を持った繊維状の天然鉱物の総称であり、断熱材やブレーキ材などとして幅広く利用されている。その一方で、浮遊する高濃度のアスベストを吸収することにより、アスベスト肺などの健康障害を起こすほか、発がん性があることが知られている。

○ ppm

100万分の1を表す濃度の単位。例えば1m³の大気中に1cm³のNO₂が含まれる場合のNO₂濃度を1ppmという。

○ ppb

ppmの1/1000、すなわち10億分の1を表す濃度の単位。

○ ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン (PCDD) 及びその類似物質であるポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) の総称である。燃焼や科学物質構造の過程等で非意図的に生成されるもので、動物実験により強い急性毒性を持つことが明らかにされているほか、人に対する発がん性や催奇形性が疑われている。

○ オゾン層

地球を取り巻く大気には、高さ20kmあたりにオゾンを多く含む層が地球を包むように広がっている。このオゾンの多い層を特にオゾン層と呼んでおり、生物に有害な紫外線を吸収する働きをしている。最近では、フロンガス等の影響によりオゾン層が減少している。オゾン層が破壊されると地上に達する有害な紫外線の量が増え、皮膚がんの増加や生態系への影響が懸念される。

○ フロン

炭化水素に塩素、フッ素が結合した化合物の総称。冷蔵庫やクーラーの冷媒、スプレーの噴射剤、半導体の洗浄剤として広く使用されてきた。分解しにくいために成層圏まで達してオゾン層を破壊する。このため、オゾン層保護法により、特にオゾン層の破壊力が強い5種類の特定フロンは1996年1月から生産が全廃された。

大気汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件	測定方法	告示年月日
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法	昭和48年 5月16日
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法	昭和48年 5月8日
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること。	ろ過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベータ線吸収法	
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。	中性ヨウ化カリウム溶液を用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法	
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法	昭和53年 7月11日
ベンゼン	1年平均値が0.003 mg/m ³ 以下であること。	キャニスター又は捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法を標準法とする。また、当該物質に関し、標準法と同等以上の性能を有すると認められた方法	平成9年 2月4日
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること。		
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること。		
ジクロロメタン	1年平均値が0.15 mg/m ³ 以下であること。		平成13年 4月20日
ダイオキシン類	1年平均値が0.6pg-TEQ/m ³ 以下であること。	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法	平成11年 12月27日
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15 µg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35 µg/m ³ 以下であること。	微小粒子状物質による大気汚染の状況を的確に把握することができると思われる場所において、ろ過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法	平成21年 9月9日

表3②-1 年度別酸性雨等測定結果推移

年度 \ pH	4.0以下	4.01~5.0	5.01~6.0	6.01~7.0	7.01~8.0	8.01~9.0	9.01以上	検体合計	降雨採取日数	年平均pH
H29	1	16	30	101	4	0	0	152	39	6.19
H30	0	29	95	48	1	0	0	173	41	5.63
R1	2	78	149	47	2	0	0	278	72	5.35
R2	0	21	81	95	15	3	0	215	51	6.01
R3	0	12	140	29	5	0	0	186	44	5.73

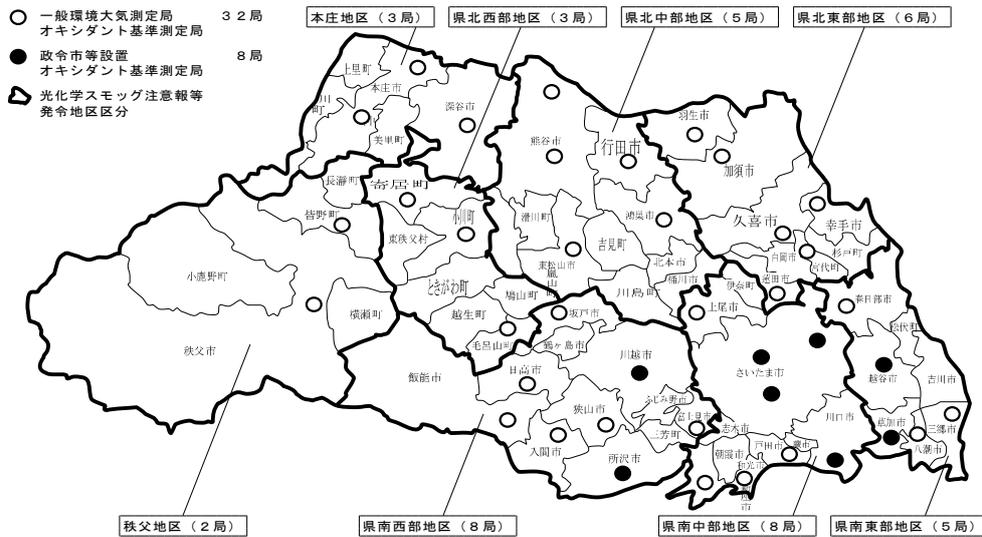
※酸性の度合いは一般にpH（水素イオン濃度指数）で表現され、この値が低いほど酸性が強くなり、pH5.6以下の雨を酸性雨と呼んでいる。

表3②-2 2021（令和3）年度月別酸性雨等の分析結果

pH \ 月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
4.0以下	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4.01~5.0	0	2	1	5	0	2	2	0	0	0	0	0	12
5.01~6.0	9	21	32	23	13	15	8	4	11	0	0	4	140
6.01~7.0	1	2	2	2	5	5	8	1	2	0	0	1	29
7.01~8.0	1	0	0	0	0	0	0	4	0	0	0	0	5
8.01~9.0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9.01以上	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
計	11	25	35	30	18	22	18	9	13	0	0	5	186
日数	3	6	7	6	5	5	4	2	3	0	0	3	44

※2021（令和3）年度の降雨採取日数は44日で、降雨量1mm毎に区分して採取したものを1検体として186検体を採取した。凍結による採水瓶破損の恐れがあるため1月、2月は測定未実施。

図3②-1 オキシダント基準観測局と光化学スモッグ注意報発令地区区分



※光化学スモッグ常時監視は埼玉県が実施しており、県内に32局の一般環境大気測定局や8局の政令市等設置オキシダント基準測定局などが設置され、オキシダントの自動測定を行っている。

表3②-3 光化学スモッグ注意報等発令基準

区分	発令基準	○発令の基準
		◎工場等対策 (オキシダント大量ばい煙発生事業者) ●自動車対策
予報 (地区ごと)	○気象条件などからみて、光化学スモッグ注意報が発令されると予想されるとき ◎燃料使用量の削減等による協力を求める ●自動車の運行の自粛を求める	
注意報 (地区ごと)	○光化学オキシダント濃度が0.12ppm以上になり、気象条件からみてその状態が続くと認められるとき ◎燃料使用量を通常の20%程度削減するよう協力を求める ●自動車の運行の自粛を求める	
警報 (地区ごと)	○光化学オキシダント濃度が0.20ppm以上になり、気象条件からみてその状態が続くと認められるとき ◎燃料使用量を通常の40%程度削減するよう勧告する ●自動車の運行の自粛を求める	
重大緊急法 (地区ごと)	○光化学オキシダント濃度が0.40ppm以上になり、気象条件からみてその状態が続くと認められるとき ◎燃料使用量を通常の40%程度削減するよう命令する ●県公安委員会に交通規制について要請する	

表3②-4 注意報発令日数と健康被害届出人数

区分	注意報発令日数 (括弧内は時間)					健康被害届出人数 (人)				
	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年
秩父市	3 (4)	1 (2)	0 (0)	0 (0)	0 (0)	0	0	0	0	0
埼玉県	15	10	9	7	2	0	0	1	2	0

図3②-2 放射線量測定箇所



表3②-5 2021（令和3）年度各地点放射線量測定結果

単位 $\mu\text{Sv/h}$

地点	R3. 6月 測定	R3. 9月 測定	R3. 12月 測定	R4. 3月 測定
A. 本庁	0.049	0.059	0.053	0.053
B. 吉田総合支所	0.062	0.059	0.066	0.066
C. 大滝総合支所	0.082	0.081	0.093	0.093
D. 荒川総合支所	0.057	0.061	0.077	0.077
1. 大血川溪流観光釣場付近	0.067	0.071	0.065	0.073
2. 川又観光トイレ	0.079	0.076	0.087	0.089
3. 川又：入川橋	0.079	0.076	0.070	0.083
4. 栃本消防団詰所	0.072	0.078	0.081	0.074
5. 滝沢サイクルパーク	0.066	0.070	0.057	0.084
6. 中津川こまどり荘	0.061	0.062	0.069	0.069
7. 中津川（仏石山トンネル付近）	0.084	0.080	0.087	0.086
8. 三峰駐車場	0.062	0.060	0.070	0.070
全体平均	0.068	0.069	0.073	0.076

測定内容

- (1)測定期日：令和3年6月～令和4年3月
- (2)測定機器：環境放射線モニタ（HORIBA PA-1000）
- (3)測定方法：①測定の高さ：1m ②5回測定した平均値を採用

測定は本庁舎、各総合支所、大滝地区で8箇所の合計12箇所で行っている。測定したすべての地点においては、汚染状況重点調査地域の指定要件である毎時0.23マイクロシーベルトを下回っている。なお、携帯用の簡易測定器により測定したものであるため、参考値となる。

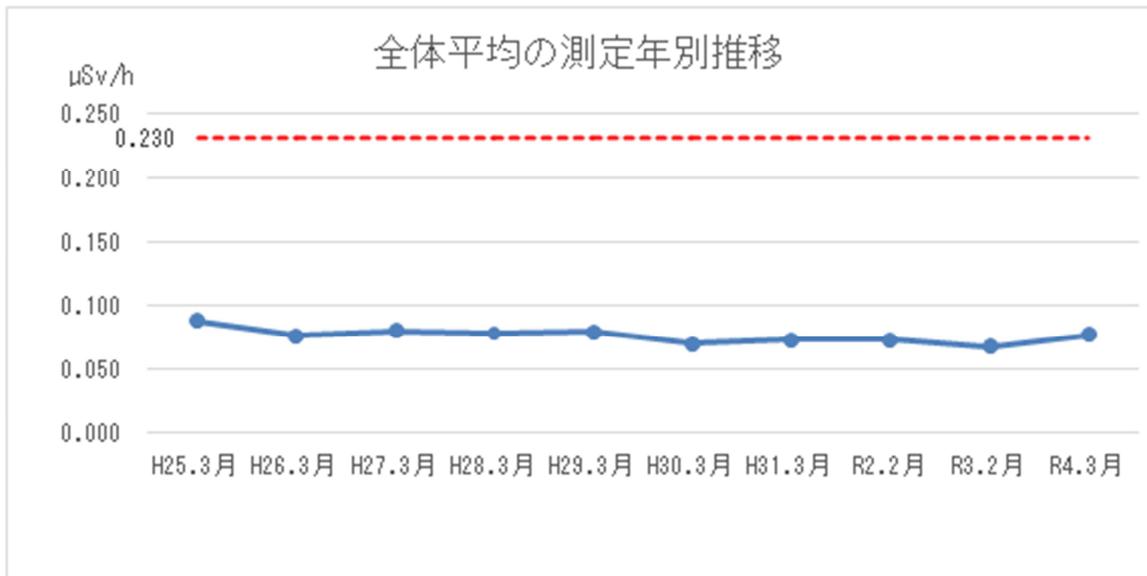
表3②-6 放射線量の測定年別推移

単位 $\mu\text{Sv/h}$

地点	H24.3月 測定	H25.3月 測定	H26.3月 測定	H27.3月 測定	H28.3月 測定	H29.3月 測定	H30.3月 測定	H31.3月 測定	R2.2月 測定	R3.2月 測定	R4.3月 測定
A. 本庁	0.068	0.054	0.052	0.056	0.053	0.051	0.047	0.046	0.062	0.051	0.053
B. 吉田総合支所	0.070	0.068	0.060	0.066	0.058	0.073	0.048	0.052	0.066	0.071	0.066
C. 大滝総合支所	0.069	0.062	0.063	0.074	0.071	0.078	0.065	0.082	0.074	0.081	0.093
D. 荒川総合支所	0.088	0.078	0.086	0.075	0.070	0.054	0.044	0.051	0.057	0.037	0.077
1. 大血川溪流観光釣場付近	0.096	0.085	0.057	0.070	0.073	0.082	0.069	0.078	0.071	0.067	0.073
2. 川又観光トイレ	0.138	0.135	0.111	0.118	0.104	0.099	0.094	0.098	0.084	0.078	0.089
3. 川又：入川橋	0.158	0.111	0.097	0.096	0.089	0.092	0.080	0.084	0.077	0.067	0.083
4. 栃本消防団詰所	0.125	0.102	0.090	0.090	0.083	0.080	0.078	0.073	0.080	0.070	0.074
5. 滝沢サイクルパーク	0.105	0.090	0.079	0.081	0.083	0.085	0.083	0.079	0.070	0.070	0.084
6. 中津川こまどり荘	0.087	0.078	0.070	0.067	0.074	0.083	0.079	0.074	0.075	0.072	0.069
7. 中津川（仏石山トンネル付近）	0.092	0.091	0.078	0.085	0.094	0.086	0.083	0.090	0.092	0.082	0.086
8. 三峰駐車場	0.089	0.091	0.059	0.077	0.078	0.086	0.066	0.059	0.067	0.058	0.070
全体平均	0.099	0.087	0.075	0.080	0.078	0.079	0.070	0.072	0.073	0.067	0.076

※R4.3月中津川こまどり荘は通行止めにより測定不可のため、R3.12月の値を採用

図3②-3 放射線量の全体平均の測定年別推移



③騒音関係データ

表3③-1 一般地域の環境基準

(平成10年環境庁告示第64号・平成11年埼玉県告示第287号)

地域の区分		昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
A地域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域 第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域	55デシベル以下	45デシベル以下
B地域	第1種住居地域 第2種住居地域 準住居地域 用途地域の定めのない地域		
C地域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60デシベル以下	50デシベル以下

(注) 工業専用地域は適用しない。

表3③-2 道路に面する地域の環境基準

地域の区分	昼間 (6時～22時)	夜間 (6時～22時)
A地域のうち2車線以上の車線を有する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する地域 及びC地域のうち車線を有する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

(注) 車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

表3③-3 幹線交通を担う道路に近接する空間の環境基準(特例)

区分	昼間 (6時～22時)	夜間 (6時～22時)
屋外	70デシベル以下	65デシベル以下
窓を閉めた屋内	45デシベル以下	40デシベル以下

(注1) 幹線交通を担う道路とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道、4車線以上の市町村道路をいう。

(注2) 近接する空間とは、道路端から2車線以下では15m、3車線以上では20mの区間をいう。

(注3) 窓を閉めた屋内の基準を適用することができるのは、個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときである。

表 3③-4 深夜営業に関する規制基準

(埼玉県生活環境保全条例施行規則第47場別表第18)

区域の区分	基準値	備考
第1種区域	45デシベル	<ul style="list-style-type: none"> ・ 午後10時から翌日午前6時まで ・ 原則として午後11時から翌日午前6時までの間、音響機器の使用禁止
第2種区域		
第3種区域	50デシベル	
第4種区域		

表 3③-5 拡声機使用に関する規制基準

(埼玉県生活環境保全条例施行規則第48場別表第19)

1 店頭、街頭等に固定して拡声機を使用する場合

区域の区分	基準値	備考
第1種区域	60デシベル	<ul style="list-style-type: none"> イ 拡声機の使用は午前10時から午後6時までの間に限ること ロ 拡声機の使用は、1回20分以内とし、次の使用までに10分以上の間隔を置くこと ハ 基準値は、屋外の地上1.5mの位置における音量とする
第2種区域	65デシベル	
第3種区域	75デシベル	
第4種区域	80デシベル	

2 移動しながら拡声機を使用する場合

区域の区分	基準値	備考
第1種区域	70デシベル	<ul style="list-style-type: none"> イ 拡声機の使用は、午前10時から午後6時までの間に限ること ロ 学校、保育所、病院、診療所、図書館又は特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね100mの区域においては、拡声機を使用しないこと ハ 停止している間に拡声機を使用する場合の基準値は、音源から10m以上離れた地上1.5mの位置における音量とする
第2種区域	75デシベル	
第3種区域	85デシベル	
第4種区域		

表 3③-6 特定工場等において発生する騒音の規制基準

(平成24年3月30日秩父市告示第62号)

区域の区分	昼間 (午前8時～午後7時)	朝・夕 (午前6時～午前8時) (午後7時～午後10時)	夜間 (午後10時～午前6時)
第1種区域 (第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、 第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域)	50デシベル以下	45デシベル以下	45デシベル以下
第2種区域 (第1種住居地域、第2種住居地域、準住居地域、 用途地域の定めのない地域、都市計画区域外)	55デシベル以下	50デシベル以下	
第3種区域 (近隣商業地域、商業地域、準工業地域)	65デシベル以下	60デシベル以下	50デシベル以下
第4種区域 (工業地域)	70デシベル以下	65デシベル以下	60デシベル以下

(注) 第2種区域、第3種区域及び第4種区域のうち、学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50mの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当値db (A) から5デシベル (A) 減じた値とする。

表 3③-7 騒音規制法に基づく自動車騒音の限度を定める基準

(平成12年総理府令第15号)

	区域の区分	昼間 (6時～22時)	夜間 (22時～6時)
1	a区域及びb区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
2	a区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
3	b区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域 及びc区域のうち車線を有する区域	75デシベル	70デシベル

表 3③-8 区域の類型を当てはめる地域 (抄)

(平成24年3月30日秩父市告示第64号)

区域の類型	該当地域
a地域	第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、 第1種中高層住居専用地域及び第2種中高層住居専用地域
b地域	第1種住居地域、第2種住居地域、 準住居地域及び用途地域の定めのない地域
c地域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域

(注) この基準は、市町村長から県公安委員会に対し、自動車騒音の低減を図るために交通規制の要請をする場合の基準である。

図 3③-1 騒音の大きさの例

騒音の大きさの例

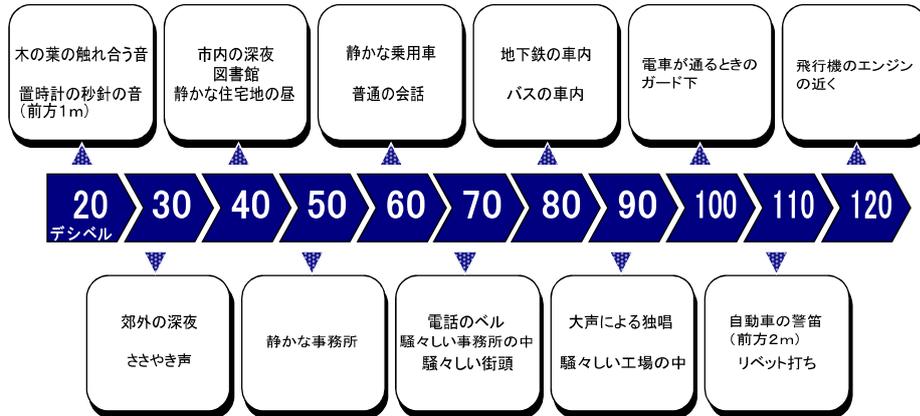


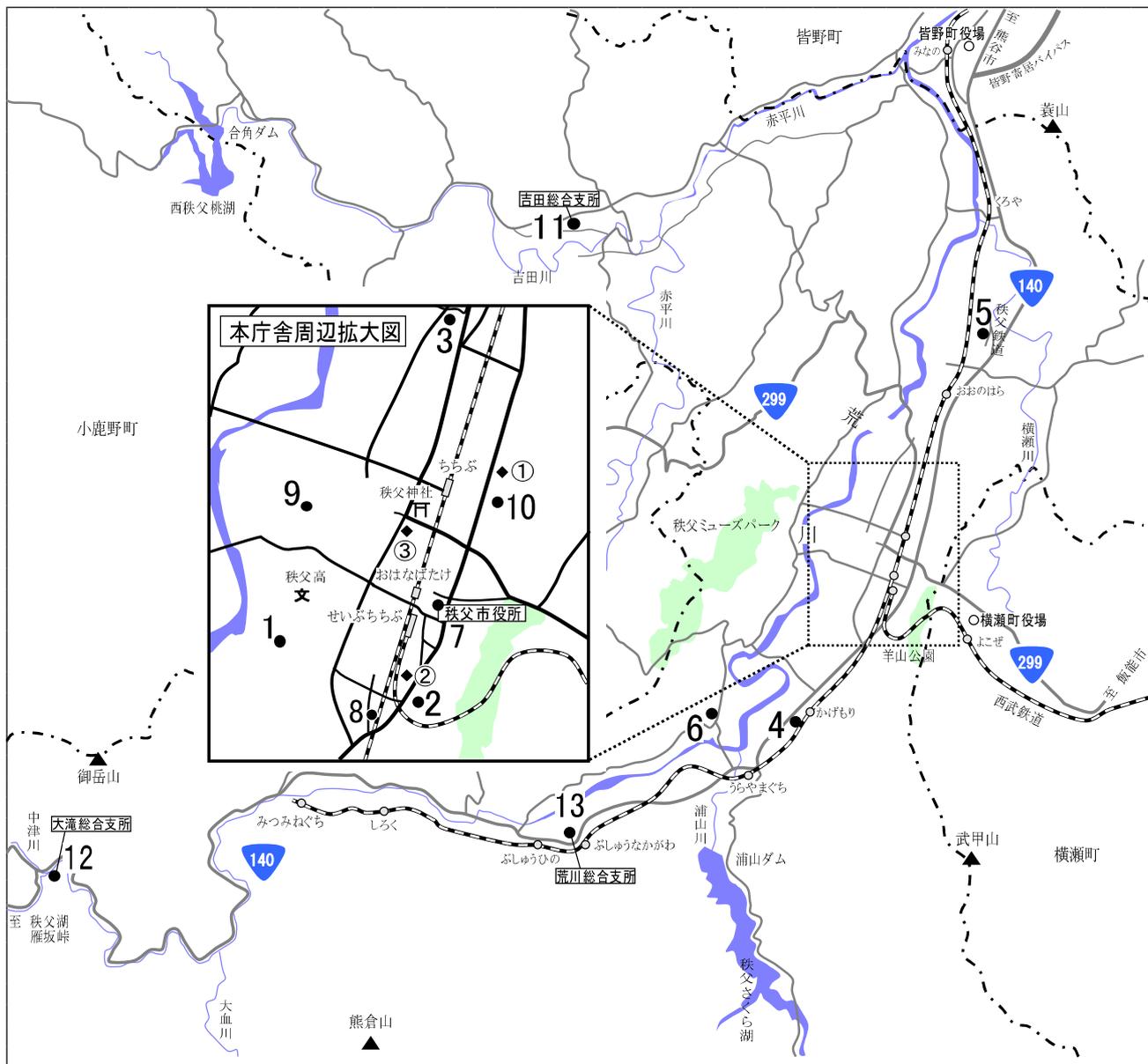
表 3③-9 振動の大きさの例

デシベル	震度階級	人間	屋内の状況	屋外の状況
55以下	0	人は揺れを感じない。		
55~65	1	屋内にいる人の一部がわずかな揺れを感じる。		
65~75	2	屋内にいる人の多くが揺れを感じる。眠っている人の一部が目覚めます。	電灯などのつり下げ物がわずかに揺れる。	
75~85	3	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。恐怖感を覚える人もいる。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
85~95	4	かなりの恐怖感があり、一部の人は身の安全を図ろうとする。眠っている人のほとんどが目覚めます。	つり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が倒れることがある。	電線が大きく揺れる。歩いている人も揺れを感じる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
	5弱	多くの人が身の安全を図ろうとする。一部の人は行動に支障を感じる。	つり下げ物は激しく揺れ、棚の食器類、書棚の本が落ちることがある。家具が移動することがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。補強されていないブロック塀が崩れることがある。道路に被害が生じることがある。
95~105	5強	非常な恐怖を感じる。多くの人が行動に支障を感じる。	棚にある食器類、書棚の本の多くが落ちる。テレビが台から落ちることがある。タンスなど重い家具が倒れることがある。変形によりドアが開かなくなることがある。一部の戸が外れる。	補強されていないブロック塀の多くが崩れ、掘付が不十分な自動販売機が倒れることがある。多くの墓石が倒れる。自動車の運転は困難となり、停車する車が多い。
	6弱	立っていることが困難になる。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。開かなくなるドアが多い。	かなりの建物で壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。
105~110	6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない重い家具の多くが移動、転倒する。戸がはずれて飛ぶことがある。	多くの建物で壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されていないブロック塀がほとんど崩れる。
110以上	7	揺れにほんろうされ、自分の意思で行動できない。	ほとんどの家具が大きく移動し、飛ぶものもある。	ほとんどの建物の壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する。補強されているブロック塀も破損するものがある。

デシベルとは

音や振動に対する人間の感じ方は、音の強さ（または振幅）、周波数の違いなどによって異なります。騒音（振動）の大きさは、物理的に測定した騒音の強さ（振幅の大きさ）に、周波数による感覚補正を施したものであり、その単位はdB（デシベル）を用います。

図3③-2 騒音測定場所一覧



環境騒音測定箇所

1	花の木保育所	8	日野田保育所
2	南小学校	9	中村児童館・高齢者憩いの家
3	保健センター	10	道の駅ちちぶ
4	影森公民館	11	吉田総合支所
5	文化体育センター	12	大滝総合支所
6	久那公民館	13	荒川総合支所
7	秩父市役所		

交通騒音測定箇所

①	秩父勤労者福祉センター
②	秩父市福祉女性会館
③	知々夫ブランド館

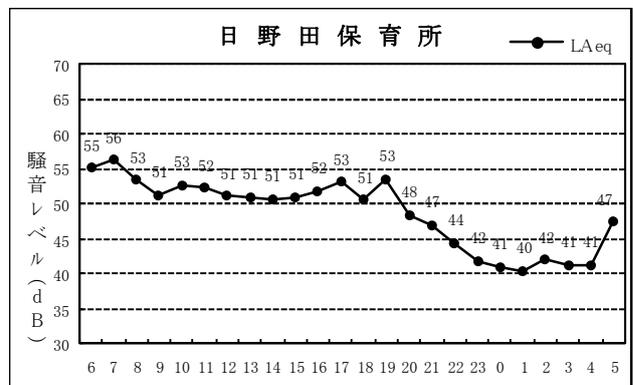
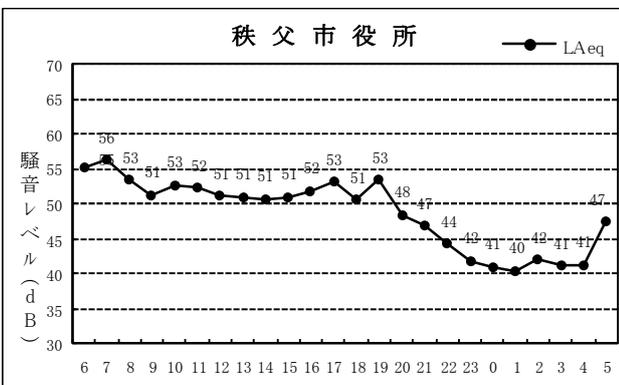
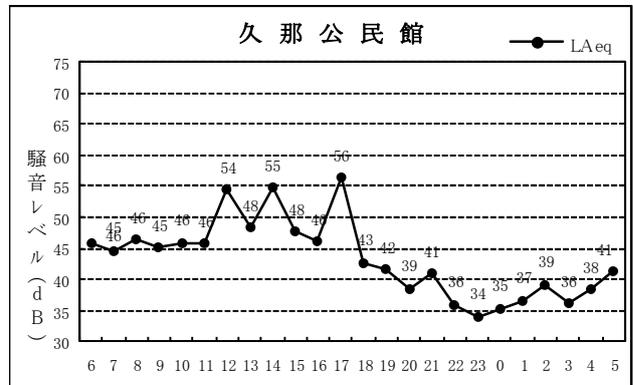
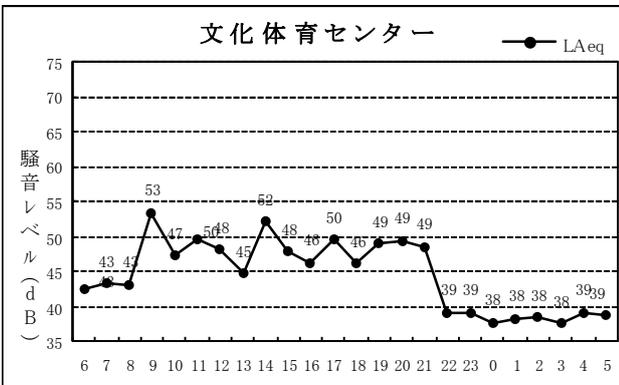
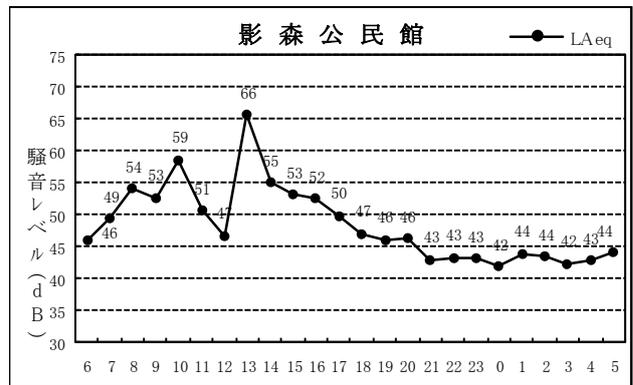
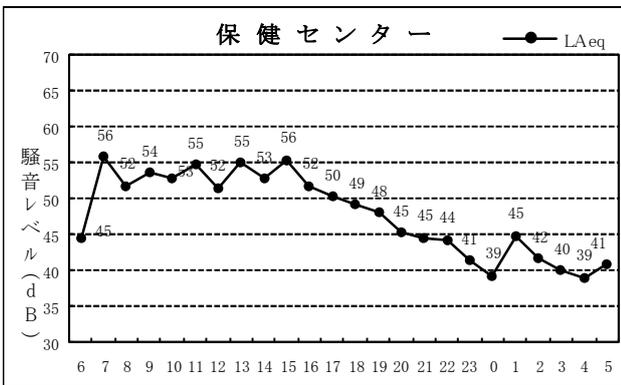
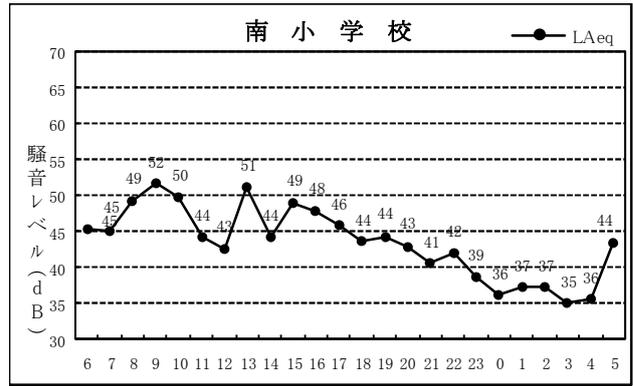
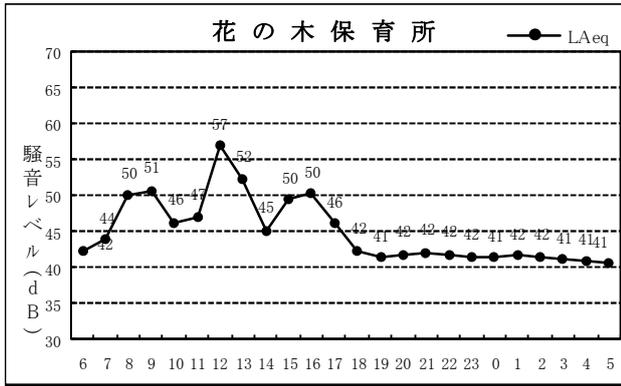
表3③-10 環境騒音測定結果

(単位：デシベル)

測定場所	地域の区分	用途地域	測定年月日	昼間（6時～22時）		夜間（22時～6時）	
				平均	環境基準	平均	環境基準
花の木保育所	A	第1種中高層住居専用地域	令和3年1月17日～18日	49	55	41	45
南小学校	A	〃	令和4年2月21日～22日	46		38	
保健センター	B	第1種住居地域	令和3年12月22日～23日	52		42	
影森公民館	B	〃	令和3年12月15日～16日	56		43	
文化体育センター	B	用途地域の定めのない地域	令和3年1月19日～20日	49		39	
久那公民館	B	〃	令和3年12月2日～3日	50		38	
秩父市役所	C	商業地域	令和3年11月10日～11日	52	60	43	50
日野田保育所	C	準工業地域	令和4年2月17日～18日	59		49	
中村児童館 高齢者憩の家	C	〃	令和4年1月12日～13日	49		34	
道の駅ちちぶ	C	近隣商業地域	令和4年1月6日～7日	57		47	
吉田総合支所	-	都市計画区域外	令和3年11月25日～26日	61		37	
大滝総合支所	-	都市計画区域外	令和3年12月20日～21日	60		41	
荒川総合支所	-	都市計画区域外	令和3年11月15日～16日	61	51		

※都市計画区域外は一般地域の環境基準における地域の区分がされていませんが、参考として当市ではC地域の環境基準との比較を行いました。

図3③-3 2021（令和3）年度環境騒音測定結果経時変化



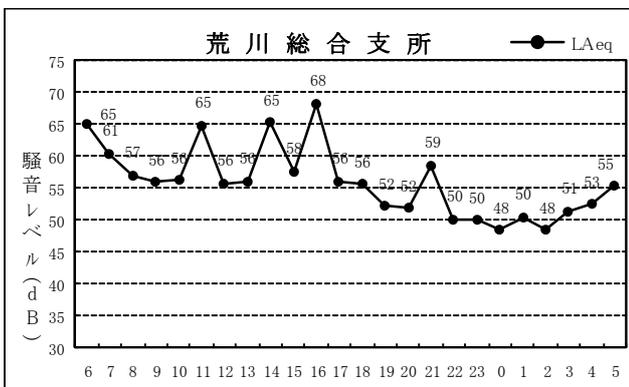
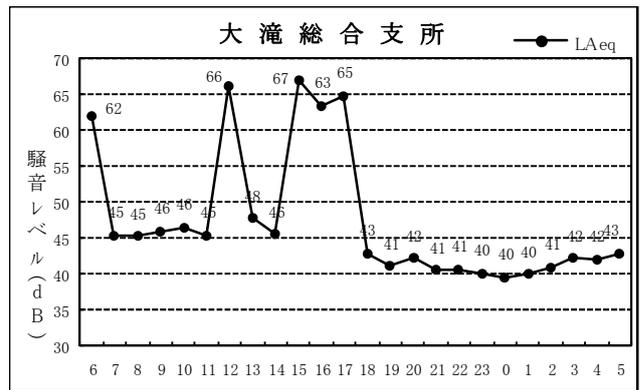
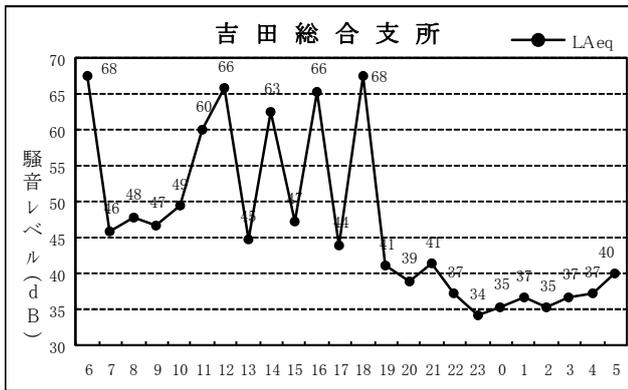
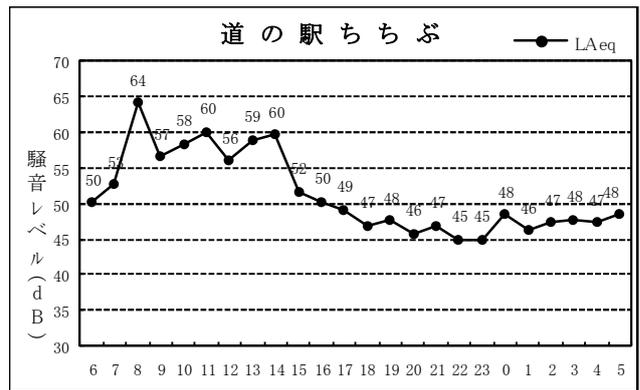
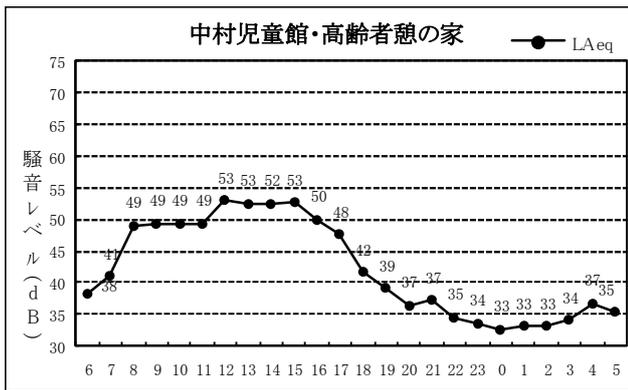


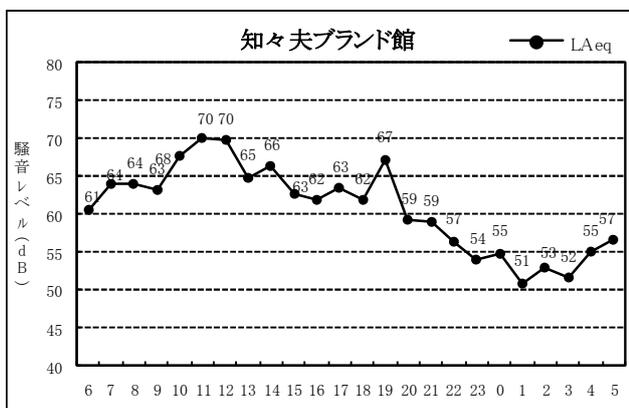
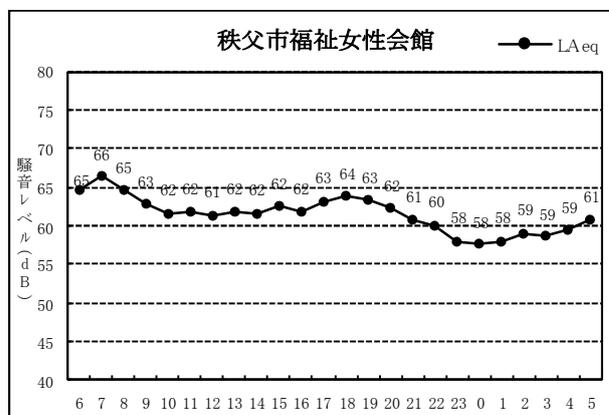
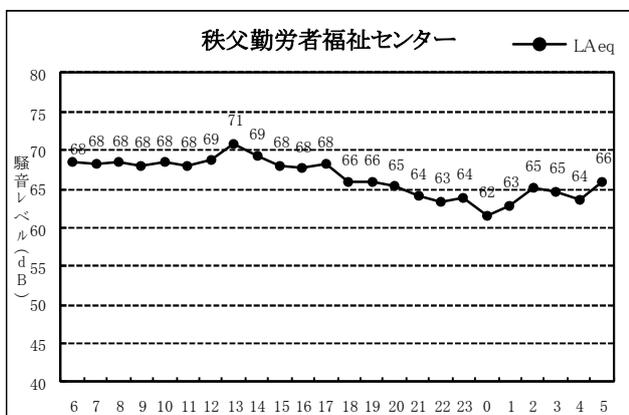
表3③-11 自動車交通騒音測定結果

用途地域	測定年月日	昼間(6時~22時)			夜間(22時~6時)		
		平均	環境基準	要請基準	平均	環境基準	要請基準
第1種住居地域	令和3年12月9日~10日	68	70	75	64	65	70
近隣商業地域	令和3年11月29日~30日	63	65	75	59	60	70
商業地域	令和3年12月13日~14日	65	70	75	54	65	70

測定場所	測定時刻	交通量(台/10分)				平均速度(km/h)			
		上り		下り		上り		下り	
		午前	午後	午前	午後	午前	午後	午前	午後
秩父勤労者福祉センター	10:00	85	119	95	84	38	42	39	44
	14:25								
秩父市福祉女性会館	10:00	85	82	78	80	54	43	45	37
	14:50								
知々夫ブランド館	10:05	59	68	88	61	26	33	29	34
	14:50								

※自動車交通騒音測定に関しては、全地点で環境基準を達成した。国道に面している地点では夜間でも交通量が多く、騒音レベルが高い傾向にある。

図3③-4 2021(令和3)年度自動車交通騒音調査結果経時変化図



④水質関係データ

用語解説（水質）

○ アンモニア性窒素（ $\text{NH}_4\text{-N}$ ）

アンモニウムイオンをその窒素量であらわしたもので、尿素、尿酸、蛋白質など有機性窒素の分解により生成する。

主な発生源は、浄化槽排水、農業用水（窒素肥料）などである。

○ 魚のへい死

魚類が溶存酸素不足、毒物、寄生虫、病気、油膜など様々な原因によって死ぬこと。へい死魚の浮遊などをいう。

○ 汚濁負荷量

汚水中に含まれる汚濁物質の絶対量（重量）で水中の物質の濃度に汚水量（流量）を乗じて求める。

○ 活性汚泥

有機性排水に空気を吹き込み好氣的に保つと、時間がたつにつれてその汚水に適した好気性微生物が繁殖してフロックを形成する。

このフロックは細菌、原生動物、環形動物などの集合体で、好氣的条件下で有機物を食物として繁殖を続けるが、空気吹き込みを止めると沈降する。一見泥を溶かしたように見えるのが微生物の塊であることから、活性汚泥（生きている汚泥）と呼ばれる。この原理を利用して有機汚泥を処理するのが活性汚泥法。

○ カドミウム（ Cd ）

カドミウム精錬所、めっき工場、電気機器工場などで使用され、「イタイイタイ病」の原因となった有害な重金属。

○ クロム（ Cr^{6+} ， Cr^{3+} ）

合成成分やめっき材として日用品、装飾品、機械部品など多方面に広く使用される安定した重金属である。

クロム化合物でも三価のものは毒性が低いが、六価のものは毒性が強く、皮膚や粘膜を腐食し、長時間摂取すると肝臓、腎臓、心臓に蓄積し嘔吐、腹痛、痙攣等により死に至る。

○ シアン（ CN ）

体内に入ると呼吸困難を起こし、死に至らしめるほど猛毒で、経口致死量 0.06 g といわれている。めっき工場でも青化亜鉛、青化銅などシアン化合物を用いる工場の工程廃液に含まれる。

○ COD（化学的酸素要求量）

酸化剤を用いて水中の有機物を酸化する際に、消費される酸化剤の量から消費された酸素の量を算出したもので、数値が高いほど水中の汚濁物質の量が多い。

○ 水銀（ Total-Hg ， R-Hg ）

水銀化合物には無機と有機があり、 Total-Hg は金属水銀としてすべての水銀化合物を定量とするのに対して、 R-Hg はアルキル水銀のみを定量とする。

アルキル水銀の中でもメチル水銀、エチル水銀などは「水俣病」の原因物質で、これによる中毒症状としては、言語障害、視野狭窄、手足のマヒなど中枢神経障害が起り、死に至る場合がある。

○ 水素イオン濃度（pH）

酸性、アルカリ性を示す指標で、7を中性とし、7より小さければ酸性、大きければアルカリ性である。

○ 生活排水

台所、洗濯、浄化槽、風呂排水など家庭生活上排出される排水を言う。いわゆる下水。

○ 大腸菌

腸内細菌で、一種ではなくいくつかの属、種が含まれたものである。

それ自体は健康に有害ではないが、多量に存在する場合は同時に病原菌が存在する可能性があるため、病原菌の指標として用いられる。単位はMPN（最確数）で表される。

○ 鉛（Pb）

骨髄神経を害し、貧血、神経障害、胃腸障害、身体衰弱等を起こし、強い中毒では死に至る。

○ n-ヘキサン抽出物質

主として排水中の比較的揮発しにくい炭化水素、グリース油状物質等の総称で、「油分」といわれ、鉱油類や動植物油脂類の指標として用いられる。

○ ヒ素

ヒ素化合物（ヒ酸鉛、三酸化ヒ素など）は、殺虫剤として農薬などに用いられる。

中毒になると全身発疹、高熱、食欲不振等の症状が現れる。

○ BOD（生物化学的酸素要求量）

微生物によって水中の有機物が酸化、分解される際に消費される酸素の量を表したもので、数値が大きいほど水中の有機物が多く汚濁が著しい。

○ PCB（ポリ塩化ビフェニール）

無色液状（塩素化の程度により結晶状）、不燃性の物質であり、化学的に非常に安定して分解されにくい。

PCBの毒性については、劇物ではないが非常に安定なため体内で分解、排出されにくく、人体にとって危険度が高い。

○ 浮遊物質（SS）

粒径2mm以下の水に溶けない懸濁性の物質の総称で、数値が大きいほど水が濁っている。

○ フェノール類

フェノール、クレゾールなどの総称で、高濃度では有毒。

毒物及び劇物に指定されている。塩素と化合して異臭を発する。

埼玉県では上乗せ規制で1mg/lが排水基準となっている。

○ 閉鎖性水域

湾、湖、沼などのように水の交換が少ない水域。

富栄養化現象が起りやすく、総量規制の対象水域となっている。

○ 溶存酸素（DO）

水中に溶解している酸素のことをいい、BOD、CODが高いほど溶存酸素は消費される。

魚には5mg/l程度が必要で、環境保全上は、臭気発生限界の点から2mg/l以上必要とされる。

○ 公共下水道

主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理を有するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。

○ 富栄養化現象

栄養塩類の少ない貧栄養な水域が、水質汚濁による各種の栄養塩類の流入によって富栄養な水域に変わる現象。

赤潮、水の華と呼ばれるプランクトンの異常発生が起こり、魚介類がへい死するなど悪影響を招くことがある。

○ 有機リン

水質汚濁防止法で規制される有機リンは、パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、E P Nに限られる。

いずれも農薬として用いられ、人体影響は軽症では全身倦怠、めまい、頭痛、発汗、嘔吐、中等症では瞳孔の縮小、言語障害、視力減退、重症では意識不明、痙れん、失神等から死亡する。



表3④-1

別表1 人の健康の保護に関する環境基準

(昭和46年12月28日 環境庁告示第59号)

(改正 平15環告123・平20環告40・平21環告78・平23環告94・平24環告127・平25環告30・平26環告39・平26環告126)

項 目	基 準 値	測定方法
カドミウム	0.003mg/ℓ以下	日本工業規格K0102(以下「規格」という。)55.2、55.3又は55.4に定める方法(準備操作は規格55に定める方法によるほか、付表8に掲げる方法によることができる。)
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2及び38.2に定める方法又は規格38.1.2及び38.3に定める方法
鉛	0.01mg/ℓ以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.05mg/ℓ以下	規格65.2に定める方法
ヒ素	0.01mg/ℓ以下	規格61.2又は61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005mg/ℓ以下	付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表2に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006mg/ℓ以下	付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg/ℓ以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/ℓ以下	付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/ℓ以下	規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01mg/ℓ以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/ℓ以下	硝酸性窒素にあっては規格43.2.1、43.2.3又は43.2.5に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格43.1に定める方法
ふっ素	0.8mg/ℓ以下	規格34.1に定める方法又は規格34.1(c)(注(6)第3文を除く。)に定める方法(懸濁物及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあってはこれを省略することができる。)及び付表6に掲げる方法
ほう素	1mg/ℓ以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/ℓ以下	付表7に掲げる方法
備考	<p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。</p> <p>3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。</p> <p>4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。</p>	

表3④-2

別表2 生活環境の保全に関する環境基準 [河川 (湖沼を除く)]

項目 類型	利用目的 の適応性	基準値					
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求度 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	該当水域
AA	水道1級・ 自然環境保全	6.5以上 8.5以下	1mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	50MPN/ 100ml以下	赤平川
A	水道2級・ 水産1級・水浴	6.5以上 8.5以下	2mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	7.5mg/ℓ 以上	1,000MPN/ 100ml以下	荒川 横瀬川
B	水道3級・ 水産2級	6.5以上 8.5以下	3mg/ℓ 以下	25mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	5,000MPN/ 100ml以下	
C	水産3級 工業用水1級	6.5以上 8.5以下	5mg/ℓ 以下	50mg/ℓ 以下	5mg/ℓ 以上	—	
D	工業用水2級 農業用水	6.0以上 8.5以下	8mg/ℓ 以下	100mg/ℓ 以下	2mg/ℓ 以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/ℓ 以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと	2mg/ℓ 以上	—	

(注1) 自然環境保全：自然探勝等の環境保全

(注2) 水道 1級：ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 " 2級：沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 " 3級：前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

(注3) 水産 1級：ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 " 2級：サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
 " 3級：コイ、フナ等β-中腐水性水域の水産生物用

(注4) 工業用水 1級：沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 " 2級：薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
 " 3級：特殊の浄水操作を行うもの

(注5) 環境保全：国民の日常生活（沿岸の遊歩道等を含む。）において不快感を生じない限度

图 3④-1 河川水採水場所位置

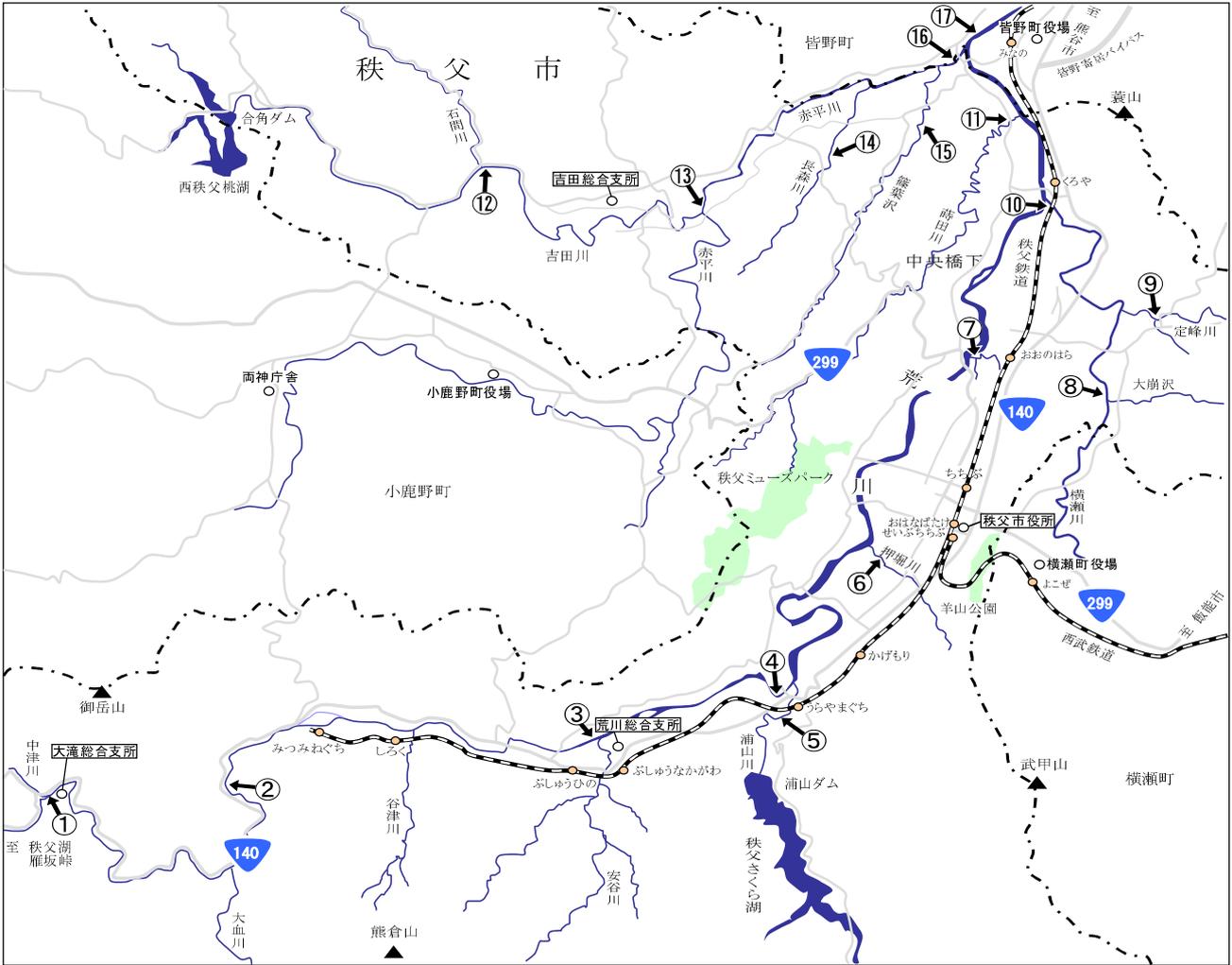


表 3④-3 河川水採水場所一覧

No.	河川名	採水場所	No.	河川名	採水場所
①	中津川	荒川合流地点	⑩	横瀬川	下小川橋下
②	荒川	大滝万年橋下	⑪	蒔田川	諏訪橋下
③	安谷川	荒川合流点前	⑫	吉田川	吉田万年橋下・石間川合流点
④	荒川	久那橋下	⑬	赤平川	番戸橋下・吉田川合流点後
⑤	浦山川	常盤橋下	⑭	長森川	中央橋下
⑥	押堀川	井戸尻橋下	⑮	篠葉沢	堀切205番地付近
⑦	滑沢	腰田堀・柿沢堀合流地点	⑯	赤平川	郷平橋下
⑧	横瀬川	大崩沢合流点後	⑰	荒川	赤平川合流点後
⑨	定峰川	萩川橋下			

表3④-4 2021（令和3）年度河川水調査結果

①中津川（荒川合流地点）

項目	単位	採水年月日			平均	環境基準 (A類型)
		R3.4.26	R3.8.30	R4.1.26		
pH		7.9	7.9	7.9	7.9	6.5~8.5
BOD	mg/l	1.3	<0.5	<0.5	0.8	2以下
SS	mg/l	<1	<1	<1	1.0	25以下
DO	mg/l	11	9.5	12	11	7.5以上
大腸菌群数	MPN/100ml	22	3,300	33	1,118	1,000以下
糞便性大腸菌群数	個/100ml	-	-	-	-	-
全窒素	mg/l	0.44	0.57	0.74	0.58	-
全りん	mg/l	<0.006	0.009	<0.006	0.009	-
流量	m ³ /s	3.2	2.64	0.6	2.15	-

②荒川（大滝万年橋下）

項目	単位	採水年月日			平均	環境基準 (A類型)
		R3.4.26	R3.8.30	R4.1.26		
pH		8	7.9	7.9	7.93	6.5~8.5
BOD	mg/l	0.9	<0.5	0.5	0.63	2以下
SS	mg/l	<1	<1	<1	<1	25以下
DO	mg/l	11	9.6	13	11.2	7.5以上
大腸菌群数	MPN/100ml	79	1,300	23	467	1,000以下
糞便性大腸菌群数	個/100ml	-	1	0	0.5	-
全窒素	mg/l	0.44	0.36	0.48	0.43	-
全りん	mg/l	<0.006	0.009	<0.006	0.007	-
流量	m ³ /s	3.31	2.81	0.74	2.29	-

③安谷川（荒川合流点前）

項目	単位	採水年月日			平均	環境基準 (A類型)
		R3.4.26	R3.8.30	R4.1.26		
pH		7.7	7.6	7.8	7.7	6.5~8.5
BOD	mg/l	0.8	<0.5	<0.5	0.6	2以下
SS	mg/l	<1	<1	<1	<1	25以下
DO	mg/l	11	9.1	14	11	7.5以上
大腸菌群数	MPN/100ml	49	1,300	46	465	1,000以下
糞便性大腸菌群数	個/100ml	-	-	-	-	-
全窒素	mg/l	0.49	0.44	0.44	0.46	-
全りん	〃	0.018	0.022	0.012	0.017	-
流量	m ³ /s	0.18	0.90	0.26	0.45	-

④荒川（久那橋下）

項目	単位	採水年月日			平均	環境基準 (A類型)
		R3.4.26	R3.8.30	R4.1.26		
pH		8.6	8.1	8.2	8.3	6.5~8.5
BOD	mg/ℓ	0.7	<0.5	<0.5	0.6	2以下
SS	mg/ℓ	<1	<1	<1	1	25以下
DO	mg/ℓ	11	8.8	14	11	7.5以上
大腸菌群数	MPN/100ml	110	1,300	23	478	1,000以下
糞便性大腸菌群数	個/100ml	-	5	0.0	3	-
全窒素	mg/ℓ	0.39	0.38	0.32	0.36	-
全りん	mg/ℓ	0.009	0.014	0.006	0.010	-
流量	m ³ /s	1.91	3.84	1.46	2.40	-

⑤浦山川（常盤橋下）

項目	単位	採水年月日			平均	環境基準 (A類型)
		R3.4.26	R3.8.30	R4.1.26		
pH		7.9	7.8	7.8	7.8	6.5~8.5
BOD	mg/ℓ	0.8	<0.5	0.7	0.7	2以下
SS	mg/ℓ	1	1	<1	1	25以下
DO	mg/ℓ	11	8.9	12	11	7.5以上
大腸菌群数	MPN/100ml	1,300	46,000	1,300	16,200	1,000以下
糞便性大腸菌群数	個/100ml	-	-	-	-	-
全窒素	mg/ℓ	0.73	0.53	0.73	0.66	-
全りん	mg/ℓ	0.010	0.008	0.008	0.009	-
流量	m ³ /s	1.22	1.17	1.13	1.17	-

⑥押堀川（井戸尻橋下）

項目	単位	採水年月日			平均	環境基準 (A類型)
		R3.4.26	R3.8.30	R4.1.26		
pH		8.2	7.9	8.2	8.1	6.5~8.5
BOD	mg/ℓ	0.7	<0.5	0.5	0.6	2以下
SS	mg/ℓ	<1	<1	<1	<1	25以下
DO	mg/ℓ	9.6	9.4	11	10.0	7.5以上
大腸菌群数	MPN/100ml	1,300	4,900	790	2,330	1,000以下
糞便性大腸菌群数	個/100ml	-	-	-	-	-
全窒素	mg/ℓ	3.2	3.7	3.6	3.5	-
全りん	mg/ℓ	0.013	0.013	0.013	0.013	-
流量	m ³ /s	0.02	0.09	0.01	0.04	-

⑦滑沢（腰田堀・柿沢堀合流地点）

項目	単位	採水年月日			平均	環境基準 (A類型)
		R3.4.26	R3.8.30	R4.1.26		
pH		9.2	8.5	8.8	8.8	6.5~8.5
BOD	mg/l	1.4	0.5	1.1	1.0	2以下
SS	mg/l	1	<1	2.0	1	25以下
DO	mg/l	10	8.7	13	11	7.5以上
大腸菌群数	MPN/100ml	22,000	170,000	7,000	66,333	1,000以下
糞便性大腸菌群数	個/100ml	-	-	-	-	-
全窒素	mg/l	1.0	1.6	1.2	1.3	-
全りん	mg/l	0.042	0.057	0.03	0.043	-
流量	m ³ /s	0.04	0.05	0.05	0.05	-

⑧横瀬川（大崩沢合流点後）

項目	単位	採水年月日			平均	環境基準 (A類型)
		R3.4.26	R3.8.30	R4.1.26		
pH		8.1	8.3	8.5	8.3	6.5~8.5
BOD	mg/l	1.3	0.6	0.6	0.8	2以下
SS	mg/l	2	<1	<1	1	25以下
DO	mg/l	9.1	7.9	12	9.7	7.5以上
大腸菌群数	MPN/100ml	330	33,000	24,000	19,110	1,000以下
糞便性大腸菌群数	個/100ml	-	-	-	-	-
全窒素	mg/l	2.2	1.2	2.3	1.9	-
全りん	mg/l	0.087	0.050	0.058	0.065	-
流量	m ³ /s	0.22	0.65	0.27	0.38	-

⑨定峰川（萩川橋下）

項目	単位	採水年月日			平均	環境基準 (A類型)
		R3.4.26	R3.8.30	R4.1.26		
pH		7.9	7.9	8.0	7.9	6.5~8.5
BOD	mg/l	0.8	<0.5	<0.5	0.6	2以下
SS	mg/l	<1	<1	<1	1	25以下
DO	mg/l	10	8.9	12	10	7.5以上
大腸菌群数	MPN/100ml	1,300	14,000	940	5,413	1,000以下
糞便性大腸菌群数	個/100ml	-	-	-	-	-
全窒素	mg/l	1.0	0.80	1.0	0.93	-
全りん	mg/l	0.029	0.032	0.029	0.030	-
流量	m ³ /s	0.09	0.23	0.07	0.13	-

⑩横瀬川（下小川橋下）

項目	単位	採水年月日			平均	環境基準 (A類型)
		R3.4.26	R3.8.30	R4.1.26		
pH		8.4	8.7	8.8	8.6	6.5~8.5
BOD	mg/ℓ	0.9	<0.5	0.7	0.7	2以下
SS	mg/ℓ	<1	<1	<1	1	25以下
DO	mg/ℓ	9.6	8.8	13	10.5	7.5以上
大腸菌群数	MPN/100ml	2,200	17,000	1,100	6,767	1,000以下
糞便性大腸菌群数	個/100ml	-	-	-	-	-
全窒素	mg/ℓ	2.0	1.2	2.4	1.9	-
全りん	mg/ℓ	0.080	0.056	0.081	0.072	-
流量	m ³ /s	0.63	1.73	0.59	0.98	-

⑪蒔田川（諏訪橋下）

項目	単位	採水年月日			平均	環境基準 (A類型)
		R3.4.26	R3.8.30	R4.1.26		
pH		9.1	8.5	9.1	8.9	6.5~8.5
BOD	mg/ℓ	1.9	0.6	1.1	1.2	2以下
SS	mg/ℓ	1	2	<1	1.3	25以下
DO	mg/ℓ	11	8.3	16	11.8	7.5以上
大腸菌群数	MPN/100ml	4,900	140,000	330	48,410	1,000以下
糞便性大腸菌群数	個/100ml	-	-	-	-	-
全窒素	mg/ℓ	0.52	0.79	0.91	0.7	-
全りん	mg/ℓ	0.23	0.14	0.3	0.22	-
流量	m ³ /s	0.08	0.09	0.03	0.07	-

⑫吉田川（吉田万年橋下・石間川合流点）

項目	単位	採水年月日			平均	環境基準 (A類型)
		R3.4.26	R3.8.30	R4.1.26		
pH		8.1	8.1	8.1	8.1	6.5~8.5
BOD	mg/ℓ	0.9	<0.5	<0.5	0.6	2以下
SS	mg/ℓ	<1	<1	<1	<1	25以下
DO	mg/ℓ	10	8.7	14	10.9	7.5以上
大腸菌群数	MPN/100ml	7,900	21,000	79	9,660	1,000以下
糞便性大腸菌群数	個/100ml	-	-	-	-	-
全窒素	mg/ℓ	0.60	0.83	0.91	0.78	-
全りん	mg/ℓ	0.032	0.031	0.016	0.026	-
流量	m ³ /s	0.24	1.42	0.17	0.61	-

⑬赤平川（番戸橋下・吉田川合流点後）

項目	単位	採水年月日			平均	環境基準 (AA類型)
		R3.4.26	R3.8.30	R4.1.26		
pH		8.4	8.4	8.2	8.3	6.5~8.5
BOD	mg/ℓ	0.9	<0.5	<0.5	0.6	1以下
SS	mg/ℓ	<1	<1	<1	1	25以下
DO	mg/ℓ	11	9.4	14	11	7.5以上
大腸菌群数	MPN/100ml	330	7,000	170	2,500	50以下
糞便性大腸菌群数	個/100ml	-	-	-	-	-
全窒素	mg/ℓ	0.80	0.98	1.1	1.0	-
全りん	mg/ℓ	0.048	0.044	0.032	0.041	-
流量	m ³ /s	0.74	5.58	0.81	2.38	-

⑭長森川（中央橋下）

項目	単位	採水年月日			平均	環境基準 (A類型)
		R3.4.26	R3.8.30	R4.1.26		
pH		8.3	7.9	8.1	8.1	6.5~8.5
BOD	mg/ℓ	1.9	0.7	1.3	1.3	2以下
SS	mg/ℓ	9	5	1.0	5	25以下
DO	mg/ℓ	10	7.4	13	10.1	7.5以上
大腸菌群数	MPN/100ml	4,900	79,000	13,000	32,300	1,000以下
糞便性大腸菌群数	個/100ml	-	-	-	-	-
全窒素	mg/ℓ	0.56	0.92	1.0	0.8	-
全りん	mg/ℓ	0.11	0.14	0.091	0.11	-
流量	m ³ /s	0.03	0.05	0.01	0.03	-

⑮篠葉沢（堀切205番地付近）

項目	単位	採水年月日			平均	環境基準 (A類型)
		R3.4.26	R3.8.30	R4.1.26		
pH		9.3	9.0	8.5	8.9	6.5~8.5
BOD	mg/ℓ	1.1	0.8	1.0	1.0	2以下
SS	mg/ℓ	<1	1	<1	1	25以下
DO	mg/ℓ	14	13	15	14	7.5以上
大腸菌群数	MPN/100ml	330	180,000	340	60,223	1,000以下
糞便性大腸菌群数	個/100ml	-	-	-	-	-
全窒素	mg/ℓ	0.50	0.66	1.0	0.7	-
全りん	mg/ℓ	0.20	0.49	0.15	0.28	-
流量	m ³ /s	0.03	0.06	0.01	0.03	-

⑩赤平川（郷平橋下）

項目	単位	採水年月日			平均	環境基準 (AA類型)
		R3.4.26	R3.8.30	R4.1.26		
pH		8.7	8.9	8.7	8.8	6.5~8.5
BOD	mg/l	0.9	<0.5	<0.5	0.6	1以下
SS	mg/l	<1	<1	<1	1	25以下
DO	mg/l	11	11	16	12.7	7.5以上
大腸菌群数	MPN/100ml	790	7,900	70	2,920	50以下
糞便性大腸菌群数	個/100ml	-	3	0	1.5	-
全窒素	mg/l	0.83	0.77	0.91	0.8	-
全りん	mg/l	0.052	0.041	0.021	0.038	-
流量	m ³ /s	0.80	6.01	1.22	2.68	-

⑪荒川（赤平川合流点後）

項目	単位	採水年月日			平均	環境基準 (A類型)
		R3.4.26	R3.8.30	R4.1.26		
pH		8.8	8.2	8.5	8.5	6.5~8.5
BOD	mg/l	0.8	0.6	0.7	0.7	2以下
SS	mg/l	1	<1	<1	1	25以下
DO	mg/l	11	9.5	14	11.5	7.5以上
大腸菌群数	MPN/100ml	240	22,000	33	7,424	1,000以下
糞便性大腸菌群数	個/100ml	-	-	-	-	-
全窒素	mg/l	0.87	0.85	1.2	0.97	-
全りん	mg/l	0.037	0.031	0.057	0.042	-
流量	m ³ /s	13.8	17.0	5.8	12.2	-

※水質汚濁の代表的指標であるBODについては、滑沢、長森川、蒔田川などが比較的高い数値を示した。BODは、生活雑排水、し尿等の有機汚濁の流入により値が高くなることから、これらの影響を受けているものと考えられる。

また、大腸菌群数の年平均はほとんどの河川にて、環境基準を超える結果となった。一般に、大腸菌群数が高くなる原因として、生活雑排水や管理不十分のため滅菌不足となった浄化槽の影響等が考えられる。なお、大腸菌群数は動物の糞便由来以外に、土壌等自然界に由来するものも多く存在する。

pHについては、赤平川、横瀬川、滑沢、蒔田川、篠葉沢が環境基準に適合せずアルカリ性に傾いたが、魚の浮上やへい死などといった水生生物の異常はなかった。これには2つの自然的原因が考えられ、1つ目は、秩父山系の石灰岩層に流下中の河川水が接触したことによりpHがアルカリ側に傾いた可能性があること、2つ目は水中の藻類(植物プランクトン)の炭酸同化作用により、pHがアルカリ化した可能性が考えられる。

表3④-5 2021（令和3）年度河川別水質（BOD）順位

順位	地点No.	河川名	採水場所	BOD平均 (mg/ℓ)	前年度BOD平均 (mg/ℓ)	前年度 順位
1	④	荒川	久那橋下	0.57	0.63	10
	⑥	押堀川	井戸尻橋下	0.57	0.50	1
3	③	安谷川	荒川合流点前	0.60	0.53	3
	⑨	定峰川	萩川橋下	0.60	0.50	1
5	②	荒川	大滝万年橋下	0.63	0.60	7
	⑫	吉田川	吉田万年橋下・石間川合流点	0.63	0.53	3
	⑬	赤平川	番戸橋下・吉田川合流点後	0.63	0.57	6
	⑯	赤平川	郷平橋下	0.63	0.97	15
9	⑤	浦山川	常盤橋下	0.67	0.53	3
10	⑩	横瀬川	下小川橋下	0.70	0.70	7
	⑰	荒川	赤平川合流点後	0.70	0.73	12
12	①	中津川	荒川合流地点	0.77	0.60	7
13	⑧	横瀬川	大崩沢合流点後	0.83	0.60	7
14	⑮	篠葉沢	中畝宅前	0.97	0.93	14
15	⑦	滑沢	腰田堀・柿沢堀合流地点	1.00	1.00	16
16	⑪	蒔田川	諏訪橋下	1.20	0.83	13
17	⑭	長森川	中央橋下	1.30	1.10	17

※上位の地点になるほど水質がよい。

図3④—2 河川水質調査結果の概況

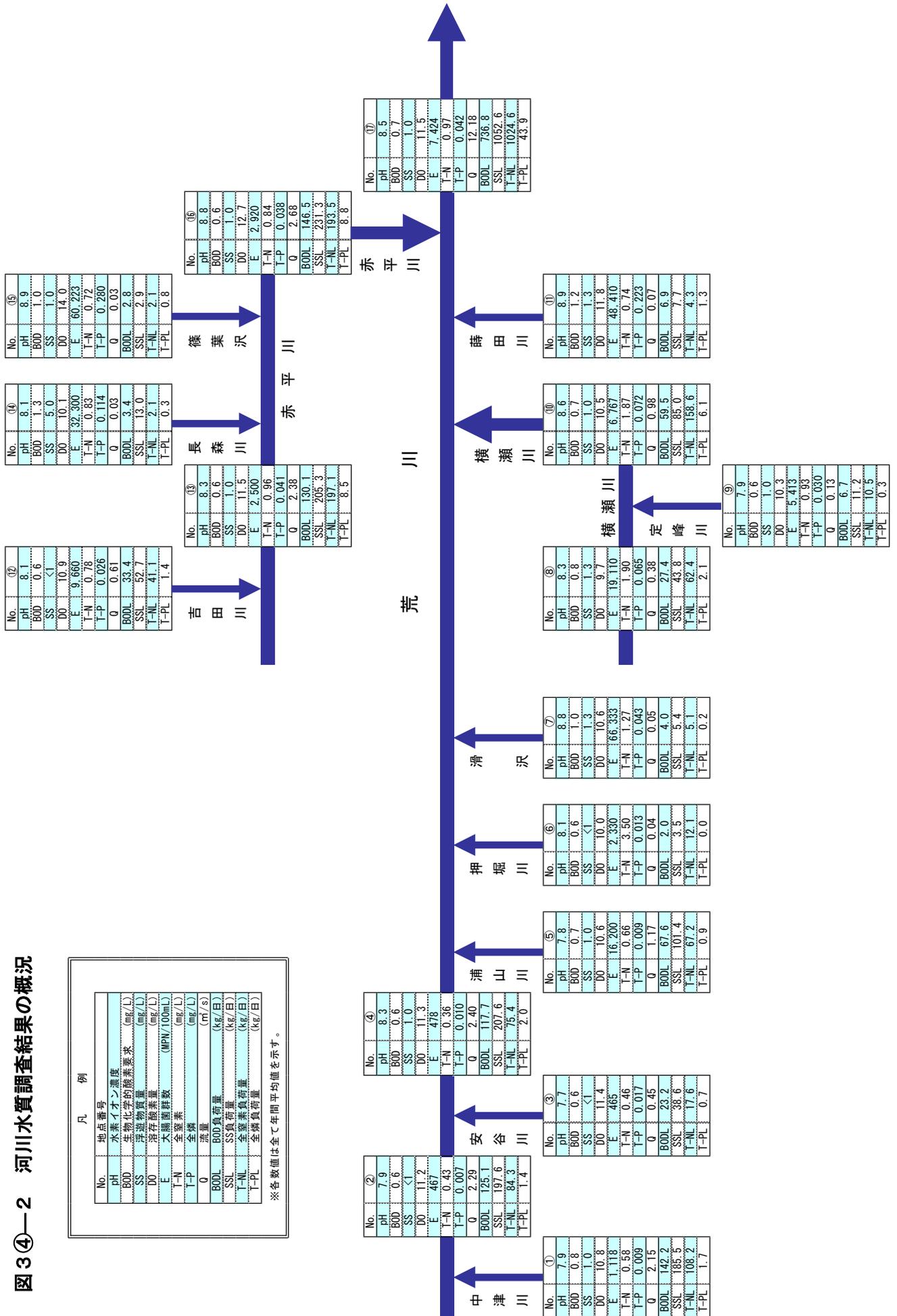


表 3④-6 特定事業所年度別不適合率

年度	立入件数	不適合件数	不適合率(%)
H29	7	0	0
H30	7	0	0
R1	7	0	0
R2	7	0	0
R3	7	1	14.3

※公共用水域の汚濁原因としては、生活系排水と、工場・事業所からの産業系排水に分けられる。この比率は生活系排水の占める割合が高いものの、工場・事業所の産業系排水の規制、指導も汚濁防止対策のひとつとして推進していかなければならない。2021（令和3）年度は立入検査をした7件の事業所のうち1件が不適合となり、本件については直ちに改善要請指導を行い、改善措置を講じさせた。

また、排出基準不適合となる特定事業所には種々原因があると思われるため、今後も処理施設の維持管理の徹底を指導するとともに、管理体制の強化を図っていかなければならない。

表 3④-7 主な検査項目及び排水基準

検査項目	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	全窒素 (T-N)	全りん (T-P)	大腸菌群数
排水基準 (日間平均)	5.8~8.6	25	60 (50)	120	16	3,000



令和4年度版

秩父市の環境

編集・発行

秩父市環境部 環境課

原稿提供

秩父市環境部 生活衛生課・森づくり課